官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（北海道地方交通審議会、東北同、関東同、北陸信越同、近畿同、中国同、沖縄同）　一
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
令和六事業年度財務諸表（独立行政法人日本学生支援機構・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録関係　三四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定保険業の認可の失効関係
会社その他
会社決算公告

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道地方交通審議会は、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北海道運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

(2)　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

(3)　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

令和７年９月22日

北海道地方交通審議会会長　高野　伸栄

東北地方交通審議会は、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　東北運輸局の管轄区域
3　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年９月22日
東北地方交通審議会会長　宮本　保彦

関東地方交通審議会は、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231―8433神奈川県横浜市中区北仲通５番57号」あて提出されたい。
1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
2　適用する地域　関東運輸局の管轄区域
3　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年９月22日
関東地方交通審議会会長　沼田　雅之

北陸信越地方交通審議会は、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。
1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
2　適用する地域　北陸信越運輸局の管轄区域
3　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年９月22日
北陸信越地方交通審議会会長　柳沢　吉保

近畿地方交通審議会は、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年

法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540―8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

令和７年９月22日

近畿地方交通審議会会長　小林　充佳

近畿地方交通審議会は、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）、神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650―0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　神戸運輸監理部の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

令和７年９月22日

近畿地方交通審議会会長　小林　充佳

中国地方交通審議会は、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730―8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　中国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年９月22日

中国地方交通審議会会長　藤原　章正

沖縄地方交通審議会は、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　沖縄総合事務局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

令和７年９月22日

沖縄地方交通審議会会長　上原　義信

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年九月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

協会加入等に関する規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、定款第２章に定める協会員（協会員であった者及び本協会に加入しようとする者を含む。）の管理に関し、必要な事務手続等を定め、その事務手続を明確にすることにより、本協会の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。

第２章　加入等

（貸金業登録申請に関する支援及び支援依頼書）

第２条　本協会に加入しようとする者は、加入前であっても、貸金業登録（新規・更新）の完了後に協会に加入することを約して別に定める支援依頼書（貸金業者登録申請に関する支援のお願い）を本部又は支部を経由して提出し、受理された場合には、登録申請書類の作成に関する支援及び社内規則の作成に関する支援（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）の提供）を受けることができる。

２　本協会に支援依頼書を提出し、本支援制度を利用して貸金業登録（新規・更新）を完了した貸金業者は、速やかに第３条に定める加入申請書を提出するものとする。

（加入に関する手続等）

第３条　本協会に加入しようとする貸金業者は、別に定める加入申請書を作成し、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第８条各号に定める書類を添付し本部又は支部を経由して提出しなければならない。

２　本部は、加入申請書及びその添付書類を受理したときは、加入申請者が定款第17条第１項各号の一に該当することの有無を確認し、当該加入申請者の協会加入の可否を理事会に諮らなければならない。

３　本部は、定款第16条第３項の規定により加入が承認されたときは、協会員番号を付与し、定款施行規則第10条に定める額の加入金を請求するものとする。

４　加入申請者は、理事会が加入を承認した日をもって協会に加入したものとする。

５　本部は、第３項の規定により加入申請者に協会員番号を付与し協会員としたときは、その旨を当該協会員及び当該協会員の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄区域に含む支部に通知するものとする。

６　加入申請者が、第３項に定める加入金を協会が指定する期日までに納入しないときは、理事会は加入の承認を取消すことができるものとする。

７　協会員は、加入申請書に記載した事項について変更が生じたときは、別に定める連絡先等届出書（変更）を速やかに提出しなければならない。

（加入申請の取下げ）

第４条　加入申請者は、定款第16条第３項に定める理事会の決議を行おうとする日の前日までであれば、加入の申請を取り下げることができる。

２　加入の申請を取り下げた加入申請者が提出した加入申請書は、原則として返還するものとする。

（加入拒否に関する手続）

第５条　加入申請者が定款第17条第１項各号の一に該当することを理事会が認めたときは、本部は、その旨を当該加入申請者に通知し、１箇月以内の期間を定めて弁明する機会を与えなければならない。

２　本部は、理事会が加入申請者の加入を拒否したときは、その旨を当該加入申請者及び当該加入申請者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部に対して、通知するものとする。

３　加入を拒否した加入申請者が提出した加入申請書は、返還しないものとする。

第３章　協会員情報

（協会員情報）

第６条　本部は、第３条に定める加入申請書に記載された事項及び当該協会員の貸金業者登録簿に登録された事項並びに事業報告書及び業務報告書に記載された事項のうち必要な事項（以下「協会員情報」という。）について、電子計算機により管理するものとする。

２　前項に定める協会員情報には、定款第21条に基づく処分を行った場合の、処分の種類、期間、内容その他協会員の管理に関して必要な事項を含むものとする。

３　協会員情報のうち、貸金業者登録簿に登録された事項について変更が生じたときは、定款施行規則第６条各号に定める報告に基づき、支部が修正するものとする。

４　協会員情報のうち、第３条第７項に定める変更については、連絡先等届出書（変更）に基づき、支部が修正するものとする。

５　以下の各号に掲げる届出等に基づく協会員情報の変更については、第３項の規定に準じるものとする。

⑴　貸金業法（昭和58年法律第32号、以下「法」という。）第３条第２項の規定に基づき登録の更新の申請をして法第５条の規定により登録されたとき。

⑵　定款第12条に規定する届出又は報告により協会員情報に変更が生じたことを認めたとき。

6　協会員が登録換えの申請をしたときであって、主たる営業所等を異なる都道府県へ変更するときは、当該申請又は届出を受理した支部は、本部を経由して新たに営業所等が所在することになる支部に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

7　本部及び支部は、協会員情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとする。

（会員名簿）

第７条　会員名簿は、定款施行規則第２条に定める項目について、前条に定める協会員情報に基づき、毎年度末日を基準日として、本部が作成するものとする。

2　本部は、会員名簿を作成するに当たって、あらかじめ協会員に対して、本部が管理する当該協会員に係る協会員情報の瑕疵の有無について確認を求めることができる。

3　前項の規定に基づき確認を求められた協会員は、これに協力しなければならない。

第４章　協会員等の責務

（秘密情報の目的外利用の禁止）

第８条　協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者（以下「協会員等」という。）は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を自らの貸金業務の範囲内においてのみ利用し、目的外で利用してはならない。

2　前項の秘密情報とは、協会ホームページの協会員専用サイトのログインＩＤ及びパスワード並びにこれらを使用して入手した協会員専用サイト内のコンテンツ（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）等）及び同ガイドラインを利用し作成した社内規則のほか、本協会が協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供したすべての情報をいう。

3　協会員等は、貸金業登録手続（新規・更新）に際して、行政書士その他の専門家に手続を依頼し、秘密情報を当該専門家に開示等する場合には、当該専門家に第１項の趣旨を理解させ、第１項と同様の義務を課すものとする。

4　第１項で禁止される事項には、協会員等が貸金業登録手続（新規・更新）をしようとする第三者（協会員等の子会社等関係会社を含む。）に対して、協会と同種のサービスの提供を目的とした利用が含まれるものとする。

5　協会員等は、その従業員に対して本条の義務の遵守を徹底するものとする。

（資料の提出）

第９条　協会員は、本協会が行う統計・集計分析等の業務のために必要な資料の提出を求められた場合は、これに協力するものとする。

第５章　退会等

（退会等に関する手続）

第10条　本協会を退会しようとする協会員は、別に定める退会申請書を作成し、本部に提出するものとする。

2　退会申請書を受理した本部は、当該退会申請書を速やかに理事会に提出するものとする。

3　本部は、理事会が協会員の退会を承認したとき若しくは承認しないことを決議したときは、その旨を当該協会員に対して通知するものとする。

（廃業等）

第11条　支部は、当該支部に所属する協会員が、法第10条に定める廃業等の届出をしたことを知ったときは、これを速やかに本部に通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第３条の規定により協会員が登録の効力を失った場合、又は法第６条の規定により登録を拒否された場合も同様とする。

第６章　雑則

（提出書類の提出先）

第12条　定款、定款施行規則及び本規則の規定に基づき、協会員が本協会に申請、届出又は報告等関係書類を提出しようとする場合には、本部に提出することとされている書類を除き、その主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部に提出するものとする。

（協会員でない貸金業者に関する管理）

第13条　本部は、本協会に加入していない貸金業者について、本協会への加入の促進を図る目的等から、法第９条の規定に基づき一般の閲覧に供されている貸金業者登録簿に登録された事項のうち必要な事項について、第６条に定める協会員情報と同様に管理するものとする。

2　前項に規定する貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部は、前項に定める事項について変更が生じたと認めたときは、これを変更するものとする。

3　本部及び支部は、第１項に定める事項に、個人情報保護法第２条第１項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとし、本協会を退会した貸金業者についても、同様とする。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年８月１日から改正施行する。（令 7. 7.16　第４回理事会決議）

改正条項等は次のとおり。

「協会員管理規則」を「協会加入等に関する規則」に名称変更。

第４章を新設。以降の章項を順次繰り下げ。

第１条、第２条（新設）、旧第２条削除、第３条第１項乃至第３項、第５項乃至第６項、第７項（移記）、第４条第１項、第５条第１項乃至第２項、第６条第１項、第３項乃至第７項、旧同条第６項（削除）、旧第７条（削除）、第８条（新設）、第10条第１項、第12条（新設）、第13条第２項乃至第３項。

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年九月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

定款の施行に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、定款第７条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

（協会員名簿の公開）

第２条　本協会は、協会員の商号、名称又は氏名及び住所、法人である場合においてはその代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の縦覧に供する。

（会員権の承継）

第３条　定款第９条第３項に規定する会員権の承継に関する事項は、次の各号の一に該当する場合とする。

⑴　法人である会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される法人が貸金業者であるとき。

⑵　個人である会員が死亡した場合において、貸金業法（昭和58年法律第32号。「以下「法」という。」）第10条第３項の規定により相続人が貸金業者とみなされたとき及び当該相続人が貸金業登録を受けたとき。

（協会員代表者の資格要件）
第４条　定款第11条第１項に規定する協会員代表者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。
⑴　協会員代表者は、登記された代表取締役（法人協会員が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。）又は過去に当該協会員の代表取締役若しくは代表執行役の職にあった者で、本協会との関係で当該協会員を代理する権限を授与された者であること。
⑵　法第６条第１項第１号から第７号までの規定に該当しない者であること。
（届出事項）
第５条　定款第12条に規定する協会員の届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
⑴　他の会社と合併したとき（当該協会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
⑵　分割により他の会社の事業の全部又は一部を承継したとき。
⑶　他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
⑷　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
⑸　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。
⑹　法第24条の６の３の規定により、業務改善命令を受けたとき。
⑺　法第24条の６の４の規定により、登録の取消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたとき。
⑻　法の規定により罰金の刑を受けたとき。
⑼　法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき。
⑽　協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、本協会の監査又は法に基づく検査等において協会員として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
⑾　前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。
（報告事項）
第６条　定款第12条に規定する協会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
⑴　法第７条に規定する登録換えをしたとき。
⑵　法第８条に規定する変更の届出を行ったとき。
⑶　法第10条第１項各号に規定する廃業等の届出を行ったとき。
⑷　法第24条の６の２各号に規定する開始等の届出を行ったとき。
⑸　法第24条の６の９に規定する事業報告書を作成したとき。
⑹　法第24条の６の10の規定に基づく業務報告書を作成したとき。
⑺　前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。
（本協会への承認申請、届出、報告等）
第７条　協会員は、第５条に規定する届出を行うときは、本協会の主たる事務所（以下「本部」という。）に対して、第６条に規定する報告を行うときは、本店の所在地を管轄する支部を経由して行うものとする。
２　前項に規定するもののほか、定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、本部に対して行うものとする。ただし、本協会が特に指定したものについては、この限りでない。
（加入申請書の添付書類）
第８条　定款第16条第２項に規定する貸金業者の加入申請書の添付書類は、次のとおりとする。
⑴　直近の貸金業登録申請書控え（１面～８面）の写し
⑵　前号の登録を証する書面の写し
⑶　貸金業の業務に関する社内規則の写し
⑷　会費計算書
⑸　その他本協会が必要と認める書類
（加入の承認の通知）
第９条　本協会は、定款第16条の規定により、加入申請書につきその加入を承認したときは、その旨をその加入申請者及び各協会員に通知する。
（加入金の額）
第10条　定款第18条第２項に規定する加入金の額は、20万円とする。
（協会員の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表）
第11条　本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。
⑴　定款第19条の規定により退会を承認したとき。
⑵　定款第21条第１項の規定により処分を行うとき。
⑶　定款第22条の規定により勧告を行うとき。
２　本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を各協会員に通知する。
⑴　定款第９条第２項の規定により会員権が消滅したとき。
⑵　定款第21条第１項の規定により処分を行ったとき。
３　本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
（秘密の保持等）
第12条　役員、自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。
２　協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を他に漏れないよう適切に管理し、みだりに他に開示してはならない。
（兼任の禁止）
第13条　自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会の一を構成する委員は、定款に定めがある場合を除き、他を構成する委員を兼ねてはならない。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成23年10月１日から施行する。
なお、この規則の改正にかかる規定は、平成23年３月31日における業務報告書を作成した場合についても適用する。

附　則

この規則は、平成30年１月１日から改正施行する。
（29.12.20　第９回理事会決議）
改正条項は次のとおり。
・第４条、第８条及び第13条を改正

附　則

この規則は、令和５年11月１日から改正施行する。
（令 5.10.18　第８回理事会決議）
改正条項は次のとおり。
・第５条を改正

附　則

この規則は、令和７年８月１日から改正施行する。
（令 7. 7.16　第４回理事会決議）
改正条項は次のとおり。
・第12条を改正

諸事項

公告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和６事業年度独立行政法人日本学生支援機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和６事業年度財務諸表を次のとおり公告します。

財務諸表については、主要なもののみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構ホームページ又は事務所にて閲覧ください。

令和７年９月22日

神奈川県横浜市緑区長津田町4259
独立行政法人日本学生支援機構
理事長　吉岡　知哉

貸　借　対　照　表

令和６事業年度

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

区　分	金額		
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		274,472,729,689	
貸付金			
第一種学資貸与金	2,800,392,526,328		
第二種学資貸与金	6,350,125,248,389		
貸倒引当金	△ 26,586,968,436	9,123,930,806,281	
前払金		9,754,747	
前払費用		14,930,552	
未収収益	512,092,868		
貸倒引当金	△ 2,531,197	509,561,671	
未収金	822,846,699		
貸倒引当金	△ 8,187,886	814,658,813	
賞与引当金見返(注)		389,165,276	
流動資産合計			9,400,141,607,029
Ⅱ固定資産			
１．有形固定資産			
建物	36,652,424,821		
減価償却累計額	△ 19,022,285,059		
減損損失累計額	△ 25,033,031	17,605,106,731	
構築物	52,100,859		
減価償却累計額	△ 41,447,293	10,653,566	
車両運搬具	5,682,600		
減価償却累計額	△ 1,136,520	4,546,080	
工具器具備品	5,194,049,341		
減価償却累計額	△ 3,808,281,773	1,385,767,568	
土地		10,672,550,060	
建設仮勘定		5,460,763,000	
有形固定資産合計		35,139,387,005	
２．無形固定資産			
借地権		5,450,587,495	
ソフトウェア		7,222,023,686	
電話加入権		754,000	
無形固定資産合計		12,673,365,181	
３．投資その他の資産			
破産再生更生債権等	121,839,386,248		
貸倒引当金	△ 120,038,669,126	1,800,717,122	
未収財源措置予定額(注)		12,560,838,461	
退職給付引当金見返(注)		3,664,511,498	
差入保証金		197,563,581	
投資その他の資産合計		18,223,630,662	
固定資産合計			66,036,382,848
資産合計			9,466,177,989,877
負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務(注)		488,648,580	
預り施設費(注)		8,200	
預り補助金等(注)		5,694,709,228	
預り寄附金(注)		2,632,726,000	
一年以内償還予定日本学生支援債券		120,000,000,000	
一年以内返済予定長期借入金		881,019,987,000	
未払金		6,708,440,802	
未払消費税等		17,784,800	
リース債務		400,566,185	
未払費用		7,515,770,761	
前受金		229,522,885	
預り金		382,219,474	
仮受金		70,101,902	
賞与引当金		389,165,276	
資産除去債務		225,940,000	
流動負債合計			1,025,775,591,093

Ⅱ固定負債			
資産見返負債㈱			
資産見返運営費交付金㈱	1,685,818,852		
資産見返施設費㈱	768,632,656		
資産見返補助金等㈱	6,574,725,472		
資産見返寄附金㈱	81,143,017		
建設仮勘定見返施設費㈱	5,460,763,000	14,571,082,997	
長期預り補助金等㈱		124,727,455	
長期預り寄附金㈱		6,353,981,255	
日本学生支援債券		120,000,000,000	
長期借入金		8,265,597,101,410	
長期預り保証金		69,915,816	
長期リース債務		364,721,212	
退職給付引当金		3,664,511,498	
固定負債合計			8,410,746,041,643
負債合計			9,436,521,632,736
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金	100,000,000		
資本金合計		100,000,000	
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金	△ 601,319,929		
その他行政コスト累計額㈱	△ 29,644,842,436		
減価償却相当累計額㈱	△ 18,714,363,975		
減損損失相当累計額㈱	△ 25,033,031		
除売却差額相当累計額㈱	△ 10,905,445,430		
民間出えん金㈱	58,745,446,994		
資本剰余金合計		28,499,284,629	
Ⅲ利益剰余金		1,057,072,512	
純資産合計			29,656,357,141
負債・純資産合計			9,466,177,989,877

貸借対照表注記

１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。

２．㈱を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,065,796円

損　益　計　算　書

令和６事業年度

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位：円）

区　分	金　額		
経常費用			
業務費			
奨学金業務費	63,312,350,885		
学資金支給業務費	8,304,799		
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300		
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352		
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307		
留学試験業務費	1,028,310,082		
日本語予備教育業務費	800,291,045		
留学生交流推進業務費	1,140,826,906		
研修・情報提供業務費	125,403,771		
修学環境等調査研究業務費	205,871,108	229,678,330,555	
一般管理費		3,055,390,856	
経常費用合計			232,733,721,411
経常収益			
運営費交付金収益㈱		15,367,878,884	
施設費収益		202,094,200	
学資貸与金利息		21,981,130,237	
延滞金収入		2,213,122,619	
留学生宿舎収入		629,890,452	
日本語学校収入		298,334,296	
日本留学試験検定料収入		783,517,420	
その他事業収入		314,659,418	
受託収入			
その他受託収入		26,689,259	
補助金等収益㈱			
国庫補助金収益㈱	158,651,817,594		
政府補給金収益㈱	27,443,925,059	186,095,742,653	
助成金収益㈱		63,423,402	
寄附金収益㈱		1,269,090,234	
賞与引当金見返に係る収益㈱		389,165,276	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 170,670,448	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入㈱	659,246,686		
資産見返施設費戻入㈱	87,352,502		
資産見返補助金等戻入㈱	1,619,646,946		
資産見返寄附金戻入㈱	10,143,535	2,376,389,669	
財務収益			
受取利息	136,680,840		
有価証券利息	4,769,753	141,450,593	
経常収益合計			231,981,908,164
経常損失			751,813,247

臨時損失		
固定資産除却損	117,406	117,406
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入㈱	99,465	
資産見返施設費戻入㈱	36	
資産見返補助金等戻入㈱	4	
資産見返寄附金戻入㈱	17,900	117,405
当期純損失		751,813,248
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱		751,977,108
当期総利益		163,860

損益計算書注記

１．事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。

２．ファイナンス・リースに係る取引

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△742,290円であり、当該影響額を除いた当期総利益は906,150円であります。

３．㈱を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

勘定別の利益の処分に関する明細

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	合　計
Ⅰ　当期未処分利益	163,860	0	163,860
当期総利益	163,860	0	163,860
Ⅱ　利益処分額	163,860	0	163,860
積立金	163,860	0	163,860

令和６事業年度独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第３号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６事業年度独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.jehdra.go.jp）又は事務所で閲覧ください。

令和７年９月22日

神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金預金		240,155,140,311	
道路資産貸付料等未収入金		304,813,679,562	
未収入金		20,074,886,835	
短期貸付金		7,289,538,495	
貯蔵品		2,630,462,657	
前払金		1,103,735,150	
前払費用		10,272,575	
未収収益		183,794,509	
その他		17,187,023	
流動資産合計			576,278,697,117
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	705,020,183,263		
減価償却累計額	△ 291,085,966,976	413,934,216,287	
構築物	45,999,391,508,099		
減価償却累計額	△16,467,705,245,275	29,531,686,262,824	
機械装置	2,289,444,309,143		
減価償却累計額	△ 1,352,136,951,926	937,307,357,217	
車両運搬具	5,125,284		
減価償却累計額	△ 4,869,019	256,265	
工具器具備品	8,240,032,357		
減価償却累計額	△ 5,904,969,536	2,335,062,821	
土地		9,546,096,855,570	
建設仮勘定	147,156,927,337		
減損損失累計額	△ 33,107,794,305	114,049,133,032	
有形固定資産合計		40,545,409,144,016	

2　無形固定資産				
借地権		278,496,545,678		
ソフトウェア		873,993,201		
その他		804,129,126		
無形固定資産合計		280,174,668,005		
3　投資その他の資産				
長期貸付金		11,825,465,888		
敷金保証金		15,420,100		
その他		109,969		
投資その他の資産合計		11,840,995,957		
固定資産合計			40,837,424,807,978	
資産合計				41,413,703,505,095
負債の部				
Ⅰ　流動負債				
預り補助金等(注)		5,948,083,494		
預り寄附金(注)		341,094,000		
１年以内償還予定機構債	2,446,931,000,000			
債券発行差額	△ 1,878,740	2,446,929,121,260		
１年以内返済予定長期借入金		269,437,333,331		
未払金		213,213,111,313		
未払費用		57,085,653,215		
前受金		299,223,805		
預り金		2,750,685		
引当金				
賞与引当金	65,746,231	65,746,231		
流動負債合計			2,993,322,117,334	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債(注)				
資産見返補助金等	75,102,984,001			
資産見返寄附金	103,182,047,905	178,285,031,906		
鉄道施設建設見返債務(注)		126,279,583,161		
長期預り補助金等(注)		10,587,465,888		
長期預り寄附金(注)		7,626,848,881		
機構債	15,724,747,000,000			
債券発行差額	△ 46,783,443,550	15,677,963,556,450		
長期借入金		5,816,490,266,666		
長期未払金		143,575,000,000		
長期未払費用		38,754,241,000		
引当金				
退職給付引当金	8,315,385	8,315,385		
固定負債合計			21,999,570,309,337	
Ⅲ　法令に基づく引当金等				
高速道路利便増進事業引当金(注)		401,642,587,197		
鉄道施設管理引当金(注)		5,379,025,177		
法令に基づく引当金等合計			407,021,612,374	
負債合計				25,399,914,039,045
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金		4,120,270,109,745		
地方公共団体出資金		1,531,520,919,000		
資本金合計			5,651,791,028,745	
Ⅱ　資本剰余金				
資本剰余金		2,526,513,745		
施行法第15条による積立金		850,932,684,950		
その他行政コスト累計額(注)				
減価償却相当累計額（△）	△ 12,349,763,608			
減損損失相当累計額（△）	△ 2,061,460,454			
除売却差額相当累計額(△)	△ 91,570,422	△ 14,502,794,484		
資本剰余金合計			838,956,404,211	

Ⅲ　利益剰余金		
利益剰余金合計	9,523,042,033,094	
純資産合計		16,013,789,466,050
負債純資産合計		41,413,703,505,095

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

経常費用			
道路資産貸付業務費			
貸付原価			
貸付道路資産減価償却費	1,056,619,650,762		
固定資産除却損	93,504,259,131		
その他	7,100,644,911	1,157,224,554,804	1,157,224,554,804
経営努力助成業務費			
経営努力助成金	1,191,559,982	1,191,559,982	1,191,559,982
鉄道施設利用業務費			
利用料原価			
鉄道施設減価償却費	7,859,626,159		
租税公課	135,499,563		
支払管理委託費	427,584,699		
固定資産除却損	18,855,727		
その他	547,119	8,442,113,267	8,442,113,267
一般管理費			
人件費			
役員報酬	74,300,474		
給料手当	540,181,776		
賞与	136,989,005		
賞与引当金繰入額	65,746,231		
退職給付費用	3,866,227		
法定福利費	164,314,505		
雑給	7,240,216	992,638,434	
経費			
社用資産減価償却費	194,729,175		
地代家賃	122,062,127		
リース料	1,751,847		
水道光熱費	5,112,039		
租税公課	217,042,027		
旅費交通費	10,124,590		
通信運搬費	12,623,533		
消耗品費	5,100,122		
業務委託費	198,428,169		
雑費	5,606,306		
その他	8,197,680	780,777,615	1,773,416,049
財務費用			
支払利息			
債券利息	178,778,999,292		
債券発行差額償却費	3,417,836,182		
支払利息	42,159,559,860	224,356,395,334	
債券発行費		3,365,683,300	
その他の財務費用		296,131,447	228,018,210,081
道路資産取得関連費用			
道路建設人件費償却費		16,589,024,043	
道路建設経費償却費		25,300,782,983	
道路建設金利償却費		2,840,664,583	44,730,471,609
雑損			342,521,019
経常費用合計			1,441,722,846,811
経常収益			
道路資産貸付料収入			2,002,127,075,799
鉄道施設利用料収入			249,315,694
鉄道維持修繕交付金収入			2,205,769,945
占用料収入			2,711,213,879
連結料収入			2,250,259,960
その他の収入			1,841,461
補助金等収益㈱			
高速道路通行者負担軽減補助金		7,757,100,000	
高速道路連結部整備事業費補助金		423,434	
本州四国連絡橋維持修繕政府負担金		17,028,000	7,774,551,434

寄附金収益㈱		275,385,000	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返補助金等戻入	3,047,687,338		
資産見返寄附金戻入	4,761,310,371	7,808,997,709	
鉄道施設建設見返債務戻入㈱		7,585,334,603	
財務収益			
受取利息	1,041,374,959	1,041,374,959	
雑益		214,546,858	
経常収益合計			2,034,245,667,301
経常利益			592,522,820,490
臨時損失			
固定資産売却損		116,241,069	116,241,069
臨時利益			
高速道路利便増進事業引当金戻入㈱		37,532,727,273	
鉄道施設管理引当金戻入㈱		234,109,161	
固定資産売却益		25,083,736	
その他		33,634,034	37,825,554,204
当期純利益			630,232,133,625
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			206,066,561
当期総利益			630,438,200,186

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

重要な会計方針

1　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～100年
機械装置	２年～45年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

2　引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役職員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上しております。

⑵　退職給付引当金

職員に係る退職給付引当金については、全職員が出向者で構成されており、出向元において退職金の財源が措置されることから計上しておりません。

役員については、退職手当の期末における要支給額の全額を計上しております。

3　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　高速道路利便増進事業引当金

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第10条第１項に基づき、機構の期間損益計算の適正化を目的として、高速道路利便増進事業（料金割引に係る事業）の実施期間における高速道路貸付料の減収額の総額から、国に承継した債務に係る支払利息相当額を控除した額を計上しております。

また、同事業の実施期間にわたって、年度ごとの高速道路貸付料の減収額から承継債務に係る支払利息相当額を控除した額を同引当金から取り崩し、高速道路利便増進事業引当金戻入として計上しております。

⑵　鉄道施設管理引当金

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第10条第２項に基づき、毎事業年度の鉄道施設に係る租税及び管理費に相当する鉄道事業者から収受する利用料の額を平準化することを目的として、当該利用料の額から毎事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費の合算額を減じて得た額を期首残高に加算した額を計上しております。

4　棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　先入先出法による低価法を採用しております。

5　ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たす通貨スワップ（為替予約）については振当処理によっております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ（為替予約）

ヘッジ対象：外貨建債券

⑶　ヘッジ方針

外貨建債券のキャッシュ・フローを固定する目的で通貨スワップ（為替予約）取引を行っております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ（為替予約）の契約締結時に、米ドル・豪ドル建てによる同一金額・同一期日の債券と対応させているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

6　債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

7　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、キャッシュ・フロー計算書の消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

1　貸借対照表関係

⑴　道路資産貸付料に係る未経過リース料期末残高相当額

１年内	1,984,920,000,004円
１年超	72,560,545,454,684円
合　計	74,545,465,454,688円

⑵　その他行政コスト累計額に係る注記

出資を財源に取得した資産に係る金額

△13,543,593,114円

2　行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,442,552,748,881円
自己収入等	△ 2,023,482,146,299円
機会費用	84,568,303,873円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 496,361,093,545円

⑵　機会費用の計上方法

①　国有財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の算出方法

無償貸付を受けている国有財産については、「普通財産貸付事務処理要領」（平成13年３月30日付け財理第1308号財務省理財局長通達）に基づき算定した賃借料相当額を計上しております。

②　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考にして1.485％で計算しております。

③　政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当期の資金調達に係る債券及び借入金の発行者コスト1.283％で計算しております。

④　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、退職金支給規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

3　損益計算書関係

⑴　臨時損失

固定資産売却損　116,241,069円

主に中央自動車道の土地売却に伴う売却損であります。

⑵　臨時利益

固定資産売却益　25,083,736円

主に上信越自動車道の土地売却に伴う売却益であります。

4　キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高の貸借対照表科目の内訳

現金預金	240,155,140,311円
定期預金	△ 184,000,000,000円
資金期末残高	56,155,140,311円

⑵　重要な非資金取引の内容

当期において、各高速道路会社から承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

また、資産の承継に伴い費用処理した額は、117,258,195,523円となっております。

承継により引継いだ資産・負債		寄附により引継いだ資産	
固定資産	991,069,141,234円	固定資産	7,779,707,812円
資産合計	991,069,141,234円	資産合計	7,779,707,812円
流動負債	119,985,737,478円		
固定負債	1,091,434,286,791円		
負債合計	1,211,420,024,269円		

5　有価証券関係

該当はありません。

6　減損会計関係

該当はありません。

7　重要な債務負担行為

該当はありません。

8　重要な後発事象

該当はありません。

9　固有の表示科目の内容

⑴　施行法第15条による積立金

機構が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した資産の価額から負債及び純資産の合計額を差し引いた額です。

⑵　道路資産取得関連費用

①　道路建設人件費償却費

道路建設時に要した各高速道路会社の一般管理費の人件費のうち、当該道路資産に配賦された部分で、道路資産の引受時に費用処理するものです。

②　道路建設経費償却費

道路建設時に要した各高速道路会社の一般管理費の経費のうち、当該道路資産に配賦された部分で、道路資産の引受時に費用処理するものです。

③　道路建設金利償却費

道路建設時に要した各高速道路会社における土地及び償却資産に係る建設中の金利のうち、当該道路資産に配賦された部分で、土地及び償却資産（高速自動車国道に係る部分）について、道路資産の引受時に費用処理するものです。

10　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

機構の金融商品は、負債である債券及び借入金（以下「債券等」といいます。）が大宗であり、日本道路公団等から承継した債券等並びに機構が借換えのために発行した債券等及び各高速道路会社から引き受けた債券等であります。

道路資産貸付料等未収入金は、協定に基づく各高速道路会社からの貸付料であり確実な収入と見込まれます。

債券等のうち、機構設立時に承継した債券等及び各高速道路会社から引き受けた債券等は、いずれも法律に基づいて保有しており、また、機構が借換えのために発行した債券等は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」といいます。）第22条により国土交通大臣の認可を受けております。また、債券等の返済の計画についても、機構法第24条により毎年度国土交通大臣の認可を受けております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、道路資産貸付料等未収入金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　機構債	(18,124,892)	(16,741,799)	(△1,383,093)
②　長期借入金	(6,085,927)	(4,428,114)	(△1,657,812)
③　長期未払金	(211,579)	(184,362)	(△27,216)

㈱　・負債に計上されているものは、（　）で示しております。
・１年以内償還予定機構債は、「①　機構債」に含めております。
・１年以内返済予定長期借入金は、「②　長期借入金」に含めております。
・未払金のうち東京湾横断道路の引継ぎに係る割賦元金68,004百万円は、「③　長期未払金」に含めております。

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①　機構債	—	16,741,799	—	16,741,799
②　長期借入金	—	4,428,114	—	4,428,114
③　長期未払金	—	184,362	—	184,362
負　債　計	—	21,354,275	—	21,354,275

（注１）
・１年以内償還予定機構債は、「①　機構債」に含めております。
・１年以内返済予定長期借入金は、「②　長期借入金」に含めております。
・未払金のうち東京湾横断道路の引継ぎに係る割賦元金68,004百万円は、「③　長期未払金」に含めております。

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①　機構債

日本証券業協会が公社債店頭売買の参考となる価格（売買参考統計値）を公表している機構債の時価については、令和７年３月31日現在の当該価格を採用し、同協会が売買参考統計値を公表していない機構債の時価については、当該債券から発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

②　長期借入金

長期借入金の時価については、当該借入れから発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

③　長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金から発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

11　賃貸等不動産関係

機構が保有する賃貸等不動産は、機構法に基づき各高速道路会社に貸し付けている全国の高速道路に係る土地、建物、構築物その他の道路資産であり、当該資産は、料金徴収期間の満了の日の翌日において、本来道路管理者である国又は地方公共団体へ無償で譲渡されるものであります。（道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第52条）

当該資産は、政策目的に基づき機構が保有しているものであり、その規模・性質等は民間企業にはみられないものであることから、市場価格の観察又は合理的な価額の算定は極めて困難であります。従いまして、当該資産の当期末の時価については表示しておりません。

なお、当該資産の貸借対照表計上額及び当期増減額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

貸　借　対　照　表　計　上　額		
前　期　末　残　高	当　期　増　減　額	当　期　末　残　高
40,753,314	△83,487	40,669,827

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期増減額のうち、主な増加額は取得によるものであり、主な減少額は減価償却によるものであります。

また、当該資産に関する令和７年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

賃　貸　収　益	賃　貸　費　用	そ　の　他
2,004,838	1,381,580	△91

（注１）　賃貸収益は、道路資産貸付料収入及び占用料収入であり、これに対応する賃貸費用は、道路資産貸付業務費（貸付道路資産減価償却費、固定資産除却損等）及び支払利息であります。

（注２）　その他は、売却損を売却益と相殺した後の損失であります。

12　退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。

また、国からの出向役職員の退職給付に充てるため、国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と在職期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

①　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	4,862,970円
退職給付費用	3,452,415円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	8,315,385円

②　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	3,452,415円
業績勘案率の確定による加算分	413,812円
退職給付費用合計	3,866,227円

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、1,174,961円であった。

税理士証票無効公告

令和７年８月27日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和７年８月27日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
9762	林　正勝	376119	7. 6. 1
35614	赤間　壽彦	421614	7. 7.25
65258	石川　千晶	342268	7. 8. 7
73775	石坂　浩二	350503	7. 8. 1
84683	齋藤奈保美	363046	7. 7.31
85740	柴田　洋	364195	7. 7.29
85835	葛馬　嘉幸	365591	7. 8. 8
101010	藏本　隆	491835	7. 6.30
102521	森代　秀亮	360882	7. 8.11
118180	岡田　健司	334247	7. 8. 7
119826	青木　一原	490939	7. 7.12
121485	持田　崇	480991	7. 8. 1
121830	伊藤惠智子	339050	7. 7.15
123522	東　吾郎	484623	7. 6.21
129058	江田耕一郎	371669	6. 7. 1
129776	木村　仁子	364362	7. 7.31
131503	湯浅　修平	439853	7. 4.30
134676	綿引　智美	452879	7. 6. 5
135042	井上　由紀	500861	7. 4.15
139335	飯村　敏子	446389	7. 7.24
141784	市村　尚久	425272	2.10.10
142120	萩原　祐基	426478	7. 8. 8
146382	西本　美香	470144	6.10.15
151373	岡﨑　純	483855	7. 7. 1
153727	藤澤　雄大	488569	7. 7. 2
156236	𠮷田　裕子	501261	7. 8. 1

特定保険業の認可の失効

山口県告示

保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第４条第20項第２号の規定により、次の認可特定保険業者は同法附則第２条第１項の認可の効力を失ったので、同法附則第４条第21項第３号の規定により告示する。

令和７年９月22日

山口県知事　村岡　嗣政

１　認可特定保険業者
山口県山口市滝町１番１号
一般社団法人山口県勤労福祉共済会

２　効力を失った日
令和７年７月末日の終了のとき

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

北海道函館市高丘町四二番一三号
有限会社リプロ建工
清算人　長内夕実子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

宮城県宮城郡利府町青葉台三丁目一番地二
七二
有限会社フジヨシ鉄工
清算人　伊藤美津晴

解散公告

当社は、令和七年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

仙台市太白区八木山本町二丁目三三番地の
一七
株式会社三和
代表清算人　湯目まどか

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

宮城県仙台市太白区西多賀一丁目一六番六号
株式会社ジョイクック仙台
代表清算人　庄子冨美子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

宮城県仙台市太白区西中田六丁目二番五三号
ＹＳＥ合同会社
清算人　山澤　和夫

解散公告

当社は、存続期間満了により令和七年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

仙台市青葉区中央一丁目八番三八号
有限会社昭栄興産
清算人　安藤英太郎

解散公告

当社は、令和七年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

福島県いわき市中央台鹿島二丁目二二番地
の四　ミルラーニングメディア株式会社
代表清算人　小前　俊哉

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

茨城県つくば市梶内三一七番地
株式会社サンワァッツ
代表清算人　雨海　弘行

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

茨城県水戸市城南二丁目七番一号常磐第二
ビル三階三〇五
三水森株式会社
代表清算人　姜　立　冬

解散公告

当社は、令和七年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

埼玉県上尾市大字菅谷九八番地六
株式会社PRINCIPIA
代表清算人　初谷　久史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

埼玉県さいたま市南区曲本五丁目七番二三
号六〇一
株式会社夢現舎
代表清算人　小島　一志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目三番一号

浦和総合流通センター内

有限会社三和ブロイラー

清算人　大越　哲也

解散公告

当社は、令和四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

千葉市若葉区高根町九一四番地の六四

有限会社今関ストアー

清算人　野口　忠

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

千葉県流山市鰭ヶ崎一五番地の一五

有限会社大島印刷社

清算人　山田　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都台東区北上野一丁目七番七プチモンド上野六〇三号

有限会社青田不動産企画事務所

清算人　青田　忠雄

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都世田谷区赤堤四丁目三六番二一号

有限会社桜井時計店

清算人　櫻井　博

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都千代田区内幸町一丁目三―一幸ビルディング九階

一般社団法人ジャパン・フィランソロピック・パートナー

代表清算人　岸本　和久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　株式会社MotyJeeL

代表清算人　福室　真波

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都世田谷区三宿一丁目一九番一〇号

有限会社相宮硝子店

清算人　松島眞紀子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都立川市錦町二丁目一番二五号

株式会社産元

代表清算人　岩崎紳之助

解散公告

当法人は、令和七年七月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都渋谷区恵比寿二丁目一七番二〇号長谷川ビル

特定非営利活動法人若者キャリア研究所

清算人　佐田　晃一

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都新宿区西新宿七丁目二二―三九興亜第二マンション五〇三号室

株式会社Ｓｐａｃｅ　Ｒｏｂｏｔｉｃｓ

代表清算人　上野　健弥

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都八王子市上野町三四番地一一

一般社団法人日本就労サポート機構

代表清算人　柳澤　弘樹

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都新宿区四谷三栄町四―一二第２森初ビル一階

総合療育センターつくば株式会社

代表清算人　柳澤　弘樹

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルＢ棟九階

デジタルリバージャパン株式会社

代表清算人　大川　友宏

解散公告

当社は、令和七年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

横浜市神奈川区片倉二丁目六七番地一―二〇三

有限会社システムエンジニア

清算人　阿部亜矢子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

神奈川県平塚市立野町三一番一〇―一号

有限会社Ｋ＆Ｉ

清算人　宮﨑　一徳

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二―二―二

合同会社未来商店

清算人　佐竹　純一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

神奈川県川崎市多摩区東三田三―一〇―二―五一一

合同会社ネクレクス

清算人　塚本　隼也

解散公告

当社は、令和七年九月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

川崎市宮前区馬絹四丁目一七番一―一〇一号

フィオンジャパン株式会社

代表清算人　後藤　強介

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

石川県金沢市問明町二丁目一二六番地二

株式会社Ｌｕａｎａ

代表清算人　草野　真澄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

石川県野々市市押野一丁目三八〇番地

株式会社クールプロジェクト

代表清算人　茂藤　雅彦

解散公告

当社は、令和七年九月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

山梨県北杜市白州町大坊一〇四八番地六

合同会社ムウト

清算人　早川　宏

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

岐阜県岐阜市長良竜東町五丁目二七番地二

株式会社フジタホーム

代表清算人　藤田　政隆

解散公告

当法人は、平成三十年五月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲神原一二一三番地

特定非営利活動法人サークル飛鳥

清算人　古野　利仁

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

静岡県袋井市国本二七〇四番地の一〇

有限会社オールリスクサポート

清算人　森下　明時

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

京都市左京区静市市原町九一〇番地六七

京都書画院株式会社

代表清算人　王　文超

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原二〇番地

株式会社石田工務店

代表清算人　石田　正子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

京都府福知山市字天田七一番地の三

テイケン株式会社

代表清算人　平山　貞子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

大阪市東淀川区東中島一丁目二〇―一二ユニゾーン新大阪八一三号室　楽土株式会社

代表清算人　王　文超

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

大阪市鶴見区諸口五丁目浜八番二四号

株式会社カシ・コーポレーション

代表清算人　田中　昭夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

大阪市中央区島之内一丁目二一番一〇号

株式会社ビル文房

代表清算人　桑原　育雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

大阪市福島区野田二丁目二番一号

株式会社ＭＡＲＯ

代表清算人　國本　雅彦

解散公告

当社は、令和七年九月二十日で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

大阪府堺市中区東山六七六番地一

株式会社ＩＭＡＪＩＮＥ

代表清算人　今岡　晃

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

兵庫県姫路市御立中七丁目二番三七号

株式会社ボードビル

代表清算人　福原　正夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により、同日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

神戸市東灘区御影山手二丁目一一番三二―四〇三号

富士酒販株式会社

代表清算人　山根　通弘

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

兵庫県たつの市龍野町本町七二番地の一

株式会社イサミヤ呉服店

代表清算人　紙上　正彦

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日、会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

香川県仲多度郡多度津町桜川一丁目九番三号

瀬戸内金属株式会社

代表清算人　地作　王利

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

山口県下関市一の宮卸本町三番三〇号

ひまわり介護サービス株式会社

代表清算人　穴見眞美子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

兵庫県たつの市龍野町本町七二番地の一

株式会社イサミヤ呉服店

代表清算人　紙上　正彦

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

香川県小豆郡土庄町上庄一九〇二番地三

森上電気工事有限会社

清算人　森上まさゑ

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目一番四号

株式会社タクト

代表清算人　梶原　誠

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番一七号

山下不動産株式会社

代表清算人　内田　孝志

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

福岡市早良区大字飯場七一一

合同会社ジトク

清算人　田原　敏伸

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

北九州市八幡東区中央一丁目一番一二―六〇五号

株式会社樹来

代表清算人　渡辺　洋子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

福岡市中央区天神二丁目二番一二号Ｔ＆Ｊビルディング七Ｆ　エーアール株式会社

代表清算人　荒津　勇介

解散公告

当法人は、令和七年八月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

佐賀県藤津郡太良町大字伊福甲一九一七番地一

一般社団法人太良と生きる

代表清算人　山口　一生

第78期決算公告

令和７年９月22日

山形県東置賜郡高畠町糠野目2700番地１

株式会社高畠ワイナリー

代表取締役　高橋　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	865
	固定資産	565
	合計	1,430
負債及び純資産の部	流動負債	102
	固定負債	152
	株主資本	1,178
	資本金	30
	利益剰余金	1,148
	利益準備金	73
	その他利益剰余金	1,074
	（うち当期純利益）	(67)
	評価・換算差額等	△2
	合計	1,430

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

長崎県佐世保市早岐一丁目四番十二号

特定非営利活動法人大ばとこばと会

清算人　前川　一歩

解散公告

当社は令和七年八月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

宮崎県延岡市大門町二六一番地三

株式会社ＬＩＮＫ　ＦＡＣＴＯＲＹ

代表清算人　横山　嘉寛

解散公告

当社は令和七年八月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

宮崎県延岡市野地町六丁目二〇五九番地三

有限会社シンコー電気

清算人　吉村　新作

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

沖縄県うるま市字上江洲四四番地一

ヤマイチ株式会社

代表清算人　富山　麗子

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

沖縄県中頭郡北谷町字伊平四二一番地一

株式会社龍華

代表清算人　新屋　君子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二十八日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

東京都世田谷区宮坂一丁目二七番六号

医療法人社団圭仁会

清算人　橋本　圭司

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

鳥取市上魚町四九番地

医療法人社団松本歯科診療所

清算人　松本　修司

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

山口県熊毛郡田布施町大字上田布施二〇二六番地

農事組合法人国木

清算人　岡野　保雄

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

新潟市西蒲区巻甲四二一二番地一

医療法人社団たなか医院

清算人　田中健太郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月二十四日総代及び責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

長野県諏訪郡下諏訪町四一八五番地八

宗教法人悟道教会

清算人　松尾　純延

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年六月二十五日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和六年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

大阪府堺市南区晴美台二丁三〇番九号

医療法人平戸医院

清算人　平戸　宏

解散公告（第三回）

当農事組合法人は、令和七年五月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十二日

岡山県加賀郡吉備中央町上竹一七四〇番地

農事組合法人サンイレブン

代表清算人　中野　進

第２期決算公告

令和７年９月22日

群馬県太田市新田市野倉町192番地

株式会社金谷商事

代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	685
	固定資産	200,959
	合計	201,644
負債及び純資産の部	流動負債	6,255
	固定負債	183,200
	株主資本	12,189
	資本金	30,000
	利益剰余金	△17,810
	その他利益剰余金	△17,810
	（うち当期純損失）	(3,615)
	合計	201,644

第　６　期　決　算　公　告

令和７年９月22日　　埼玉県戸田市喜沢１丁目49番８号
三陽電工株式会社
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	296,446	流動負債	115,916
固定資産	13,175	（うち賞与引当金）	(702)
繰延資産	1,195	固定負債	55,973
		（うち退職給付引当金）	(14,253)
		（うち役員退職慰労引当金）	(2,200)
		株主資本	138,927
		資本金	10,000
		資本剰余金	210,188
		その他資本剰余金	210,188
		利益剰余金	△81,261
		その他利益剰余金	△81,261
		（うち当期純損失）	(193)
資産合計	**310,817**	**負債・純資産合計**	**310,817**

第 51 期 決 算 公 告

令和７年９月22日

千葉県松戸市松飛台439―１

株式会社カケンジェネックス

代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	210,594	流動負債	62,595
固定資産	154,214	（うち賞与引当金）	(7,148)
		固定負債	258,009
		（うち退職給付引当金）	(13,100)
		株主資本	44,204
		資本金	10,000
		資本剰余金	△52,743
		その他資本剰余金	△52,743
		利益剰余金	86,948
		利益準備金	5,046
		その他利益剰余金	81,901
		（うち当期純損失）	(3,557)
資産合計	**364,809**	**負債・純資産合計**	**364,809**

第５期決算公告

令和７年９月22日
千葉県成田市はなのき台１―19―１
Ａｎｔｈｅｍ ｄｅｓｉｇｎ株式会社
代表取締役　髙橋　由美

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,313
	固定資産	31,276
	合計	54,590
負債純資産の部	流動負債	30,148
	固定負債	13,959
	株主資本	10,482
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,482
	その他利益剰余金	7,482
	（うち当期純利益）	(3,899)
	合計	54,590

第15期決算公告

令和７年８月28日
千葉県船橋市湊町二丁目３番17号
湯浅船橋ビル６Ｆ
株式会社千葉ジェッツふなばし
代表取締役　田村　征也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,219,596
	固定資産	360,373
	資産合計	1,579,969
負債純資産の部	流動負債	602,761
	賞与引当金	95,412
	固定負債	16,593
	退職給付引当金	16,593
	株主資本	960,614
	資本金	51,550
	利益剰余金	909,064
	その他利益剰余金	909,064
	（うち当期純利益）	(416,429)
	負債・純資産合計	1,579,969

第55期決算公告

令和７年９月22日
群馬県太田市新田市野倉町192番地
株式会社金谷塗装工業所
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	131,665
	固定資産	626,220
	合計	757,886
負債純資産の部	流動負債	118,128
	（うち賞与引当金）	(4,348)
	固定負債	34,154
	株主資本	605,603
	資本金	10,000
	利益剰余金	595,603
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	593,103
	（うち当期純利益）	(149,609)
	合計	757,886

第４期決算公告

2025年９月22日
東京都港区北青山２丁目５番１号
IW．DXパートナーズ株式会社
代表取締役社長　小泉　圭巧

貸借対照表の要旨（2023年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	253
	固定資産	10,857
	資産合計	11,110
負債純資産の部	流動負債	32
	株主資本	11,078
	資本金	100
	資本剰余金	10,700
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	10,675
	利益剰余金	277
	その他利益剰余金	277
	（うち当期純利益）	(255)
	負債・純資産合計	11,110

第３期決算公告

2025年９月22日
東京都港区北青山２丁目５番１号
IW．DXパートナーズ株式会社
代表取締役社長　小泉　圭巧

貸借対照表の要旨（2022年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	333
	固定資産	10,718
	資産合計	11,051
負債純資産の部	流動負債	28
	株主資本	11,022
	資本金	100
	資本剰余金	10,700
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	10,675
	利益剰余金	221
	その他利益剰余金	221
	（うち当期純利益）	(283)
	負債・純資産合計	11,051

第２期決算公告

2025年９月22日
東京都港区北青山２丁目５番１号
IW．DXパートナーズ株式会社
代表取締役社長　小泉　圭巧

貸借対照表の要旨（2021年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	41
	固定資産	10,711
	資産合計	10,752
負債純資産の部	流動負債	13
	株主資本	10,739
	資本金	100
	資本剰余金	10,700
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	10,675
	利益剰余金	△61
	その他利益剰余金	△61
	（うち当期純損失）	(20)
	負債・純資産合計	10,752

2025年６月期決算公告

2025年８月26日
東京都八王子市中野上町２丁目20番８号
東通工業株式会社
代表取締役社長　髙橋　誠

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	695,213
	固定資産	137,858
	資産合計	833,071
負債純資産の部	流動負債	78,493
	固定負債	65,025
	株主資本	689,554
	資本金	50,000
	利益剰余金	639,554
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	627,054
	（うち当期純利益）	(36,468)
	負債・純資産合計	833,071

第３期決算公告

令和７年６月24日
東京都渋谷区神宮前六丁目28番６号
関西ペイントブラーノ株式会社
代表取締役　小野　郁美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	189,475
	固定資産	69,568
	資産合計	259,043
負債純資産の部	流動負債	874,131
	固定負債	—
	負債合計	874,131
	株主資本	△615,087
	資本金	10,000
	利益剰余金	△625,087
	その他利益剰余金	△625,087
	（うち当期純損失）	(260,886)
	純資産合計	△615,087
	負債・純資産合計	259,043

第５期決算公告

2025年９月22日
東京都港区北青山２丁目５番１号
IW．DXパートナーズ株式会社
代表取締役社長　小泉　圭巧

貸借対照表の要旨（2024年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	329
	固定資産	10,857
	資産合計	11,187
負債純資産の部	流動負債	39
	株主資本	11,147
	資本金	100
	資本剰余金	10,700
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	10,675
	利益剰余金	346
	その他利益剰余金	346
	（うち当期純利益）	(329)
	負債・純資産合計	11,187

第７期決算公告

令和７年６月24日
東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルパインニューズ株式会社
代表取締役　宮下　　謙

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,185
	固定資産	359
	資産合計	1,544
負債純資産の部	流動負債	980
	賞与引当金	6
	固定負債	480
	株主資本	84
	資本金	10
	利益剰余金	74
	その他利益剰余金	74
	（うち当期純利益）	(18)
	負債・純資産合計	1,544

第53期決算公告

令和７年９月22日
東京都渋谷区神宮前二丁目21番９号
株式会社ノティオ
代表取締役　松本　哲裕

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	72,722
	固定資産	54,546
	資産合計	127,268
負債純資産の部	流動負債	34,406
	（賞与引当金）	(482)
	固定負債	31,100
	株主資本	61,762
	資本金	10,000
	利益剰余金	51,762
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	49,262
	（うち当期純利益）	(24,535)
	負債・純資産合計	127,268

第３期決算公告

令和７年９月22日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
丸の内二重橋ビル21階
Drax Asia Japan株式会社
代表取締役　岡本　恭長

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,903
	固定資産	77,733
	資産合計	147,637
負債純資産の部	流動負債	134,832
	負債合計	134,832
	株主資本	12,805
	資本金	10
	利益剰余金	12,795
	その他利益剰余金	12,795
	（うち当期純利益）	(5,568)
	純資産合計	12,805
	負債・純資産合計	147,637

第 11 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目29番地４
タクエーホーム株式会社
代表取締役　瀬口　　力

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,303,807
	固定資産	87,102
	合計	2,390,909
負純資産債及のび部	流動負債	1,126,290
	固定負債	811,967
	株式給付引当金	6,387
	株主資本	452,652
	資本金	100,000
	利益剰余金	352,652
	その他利益剰余金	352,652
	（うち当期純利益）	（48,609）
	合計	2,390,909

第 9 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
東京都板橋区常盤台二丁目15番９号
日本興志サービス株式会社
代表取締役　浅見　　亨

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,174
	固定資産	300
	資産合計	29,474
負純資産債及のび部	流動負債	951
	株主資本	28,523
	資本金	35,000
	利益剰余金	△6,476
	その他利益剰余金	△6,476
	（うち当期純損失）	（7,349）
	負債・純資産合計	29,474

第 11 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
東京都千代田区霞が関三丁目３番１号
尚友会館
日本興志株式会社
代表取締役　浅見　　亨

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	528,296
	固定資産	433,626
	資産合計	961,922
負純資産債及のび部	流動負債	217,718
	固定負債	616,249
	株主資本	127,954
	資本金	40,000
	利益剰余金	87,954
	その他利益剰余金	87,954
	（うち当期純利益）	（17,096）
	負債・純資産合計	961,922

第 19 期 決 算 公 告

2025年９月22日
長野県須坂市大字日滝3500番地８
Ｓ＆Ｓコンポーネンツ株式会社
代表取締役社長　青木　栄二

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,489,067
	固定資産	1,133,616
	合計	4,622,683
負純資産債及のび部	流動負債	3,653,543
	株主資本	969,140
	資本金	80,000
	利益剰余金	889,140
	（利益準備金）	（20,000）
	（その他利益剰余金）	（869,140）
	（うち当期純利益）	（471,223）
	合計	4,622,683

第 7 期 決 算 公 告

2025年９月22日
長野県須坂市大字井上1500番地１
Ｓ＆Ｓアドバンストテクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　山田　晃広

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	979,183
	固定資産	27,394
	合計	1,006,577
負純資産債及のび部	流動負債	564,192
	株主資本	442,385
	資本金	80,000
	利益剰余金	362,385
	（利益準備金）	（20,000）
	（その他利益剰余金）	（342,385）
	（うち当期純利益）	（117,961）
	合計	1,006,577

第 2 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目29番地４
株式会社Lib network
代表取締役　瀬口　　力

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,098
	固定資産	775
	合計	14,873
負純資産債及のび部	流動負債	8,652
	株主資本	6,221
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,221
	その他利益剰余金	1,221
	（うち当期純利益）	（1,999）
	合計	14,873

第 41 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
千葉県柏市柏６－４－24柏ビルディング４－Ａ
光誠産業株式会社
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	483,156	流動負債	211,370
固定資産	156,737	（うち賞与引当金）	（3,760）
		固定負債	282,733
		株主資本	145,790
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	125,790
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	120,790
		（うち当期純利益）	（30,240）
資産合計	639,893	負債・純資産合計	639,893

第 45 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
千葉県市原市八幡北町１－４－５
株式会社ブレンズ
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	192,094	流動負債	104,814
固定資産	312,843	（うち賞与引当金）	（1,794）
		固定負債	358,087
		株主資本	42,035
		資本金	10,000
		資本剰余金	5,000
		その他資本剰余金	5,000
		利益剰余金	27,035
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	15,035
		（うち当期純損失）	（68,410）
資産合計	504,937	負債・純資産合計	504,937

第 77 期 決 算 公 告

令和７年９月22日　　千葉県長生郡一宮町一宮3178番地
片岡工業株式会社
代表取締役　内山　幹雄

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,755,560	流動負債	2,202,324
固定資産	147,119	（賞与引当金）	（4,009）
		固定負債	16,787
		退職給付引当金	16,787
		株主資本	1,664,654
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,644,654
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,639,654
		（うち当期純利益）	（479,983）
		評価・換算差額等	18,914
		その他有価証券評価差額金	18,914
資産合計	3,902,680	負債・純資産合計	3,902,680

第 87 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
千葉県市原市八幡北町１－７－２
三重工業株式会社
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	180,212	流動負債	126,993
固定資産	77,067	（うち賞与引当金）	（3,730）
		固定負債	63,412
		株主資本	66,874
		資本金	10,000
		資本剰余金	△141,076
		その他資本剰余金	△141,076
		利益剰余金	197,951
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	187,951
		（うち当期純利益）	（35,611）
資産合計	257,280	負債・純資産合計	257,280

第 66 期 決 算 公 告

令和７年９月22日　　東京都立川市一番町４丁目58番地
タマ化工株式会社
代表取締役　森　　祐介

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	150,641	流動負債	52,776
固定資産	1,069,893	うち賞与引当金	4,336
		固定負債	27,489
		うち退職給付引当金	836
		株主資本	1,140,269
		資本金	10,000
		資本剰余金	6,800
		その他資本剰余金	6,800
		利益剰余金	1,130,854
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,125,854
		（うち当期純利益）	（53,075）
		自己株式	△7,385
資産合計	1,220,535	負債・純資産合計	1,220,535

第 6 期 決 算 公 告

令和７年９月22日　　東京都渋谷区神宮前二丁目21番９号
ヒトトヒトホールディングス株式会社
代表取締役　松本　哲裕

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	183,267	流動負債	1,361,494
固定資産	11,266,806	（賞与引当金）	（10,087）
		（役員賞与引当金）	（2,990）
		固定負債	5,733,199
		株主資本	4,352,826
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,700,000
		資本準備金	1,400,000
		その他資本剰余金	1,300,000
		利益剰余金	1,552,826
		その他利益剰余金	1,552,826
		（うち当期純利益）	（900,326）
		新株予約権	2,551
資産合計	11,450,073	負債・純資産合計	11,450,073

第 53 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
岐阜県岐阜市三笠町四丁目１番地
東栄コーティング株式会社
代表取締役　安東　秀顕

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	89,012	流動負債	44,370
固定資産	134,976	（うち賞与引当金）	（4,155）
		固定負債	108,493
		株主資本	69,939
		資本金	10,000
		利益剰余金	59,939
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	57,439
		（うち当期純利益）	（23,913）
		評価・換算差額等	1,185
		その他有価証券評価差額金	1,185
資産合計	223,988	負債・純資産合計	223,988

第 60 期 決 算 公 告

令和７年９月22日　　東京都品川区大崎一丁目11番１号
三井共同建設コンサルタント株式会社
代表取締役社長　中野　宇助

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,785	流動負債	4,135
固定資産	1,685	固定負債	512
		株主資本	4,722
		資本金	100
		利益剰余金	4,622
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,597
		（うち当期純利益）	（394）
		評価・換算差額等	102
		その他有価証券評価差額金	102
資産合計	9,471	負債・純資産合計	9,471

第 3 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
愛知県犬山市大字犬山字西馬場先12番地の１
株式会社富士鍍金工業所
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	345,975	流動負債	113,675
固定資産	379,721	（うち賞与引当金）	（8,245）
		株主資本	612,021
		資本金	10,000
		資本剰余金	520,420
		資本準備金	265,185
		その他資本剰余金	255,235
		利益剰余金	81,601
		その他利益剰余金	81,601
		（うち当期純利益）	（108,123）
資産合計	725,697	負債・純資産合計	725,697

第 5 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
名古屋市中区錦一丁目８番11号ＤＰスクエア錦２階
株式会社セイワホールディングス
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	931,174	流動負債	538,920
固定資産	5,247,429	（うち賞与引当金）	（2,160）
		固定負債	4,464,008
		株主資本	1,134,417
		資本金	100,000
		資本剰余金	812,436
		その他資本剰余金	812,436
		利益剰余金	221,981
		その他利益剰余金	221,981
		（うち当期純利益）	（221,981）
		新株予約権	41,257
資産合計	6,178,603	負債・純資産合計	6,178,603

第 85 期 決 算 公 告

令和７年９月22日　　三重県桑名市大字矢田390番地の１
日本興業株式会社
代表取締役　杉木　康太

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	349,068	流動負債	155,091
固定資産	216,694	（うち賞与引当金）	（4,432）
		固定負債	9,265
		（うち役員退職慰労引当金）	（9,265）
		株主資本	401,406
		資本金	20,000
		資本剰余金	2,500
		資本準備金	2,500
		利益剰余金	378,906
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	373,906
		（うち当期純利益）	（41,415）
資産合計	565,762	負債・純資産合計	565,762

第 31 期 決 算 公 告

令和７年９月22日
三重県桑名郡木曽岬町大字白鷺字白鷺川617番地１
株式会社セイワ工業
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	313,050	流動負債	280,979
固定資産	563,416	（うち賞与引当金）	（2,285）
繰延資産	301	固定負債	449,729
		株主資本	146,060
		資本金	10,000
		資本剰余金	35,000
		その他資本剰余金	35,000
		利益剰余金	101,060
		利益準備金	1,640
		その他利益剰余金	99,420
		（うち当期純利益）	（77,239）
資産合計	876,768	負債・純資産合計	876,768

第40期決算公告

令和７年９月22日
長野県松本市大字島内1666番地
株式会社長栄ガスサービス
代表取締役　髙橋　康二

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	105,297
	固定資産	47,493
	合計	152,790
負債及び純資産の部	流動負債	45,305
	（うち賞与引当金）	(5,940)
	固定負債	60,165
	株主資本	47,319
	資本金	10,000
	利益剰余金	37,319
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	35,319
	（うち当期純損失）	(35,124)
	合計	152,790

第24期決算公告

令和７年９月19日
大阪市北区天神橋三丁目２番15号　サクシード南森町三階
みやこ債権回収株式会社
代表取締役社長　正本　哲夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	777,886	流動負債	59,689
固定資産	84,286	負債合計	59,689
有形固定資産	9,858	株主資本	802,483
無形固定資産	—	資本金	500,000
投資その他の資産	74,428	利益剰余金	302,483
		（その他利益剰余金）	(302,483)
		純資産合計	802,483
資産合計	862,173	負債・純資産合計	862,173

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	375,213
売上原価	83,811
売上総利益	291,402
販売費及び一般管理費	205,228
営業利益	86,173
営業外収益	30,637
営業外費用	—
経常利益	116,811
特別損失	0
税引前当期純利益	116,811
法人税、住民税及び事業税	34,700
当期純利益	82,110

第１期決算公告

令和７年９月22日
愛知県名古屋市中区錦一丁目８番11号
ＤＰスクエア錦２階
株式会社冨士商事
代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	172,464
	固定資産	1,901,276
	合計	2,073,741
負債及び純資産の部	流動負債	37,925
	固定負債	2,100,000
	株主資本	△64,184
	資本金	10,000
	利益剰余金	△74,184
	その他利益剰余金	△74,184
	（うち当期純損失）	(74,184)
	合計	2,073,741

第46期決算公告

令和７年９月22日
埼玉県川口市朝日一丁目３番21号
株式会社吉村
代表取締役　吉村　英彦

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	118,805
	固定資産	15,140
	資産合計	133,946
負債及び純資産の部	流動負債	17,842
	固定負債	45,000
	株主資本	71,104
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,104
	その他利益剰余金	61,104
	（うち当期純利益）	(8,579)
	負債・純資産合計	133,946

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十五日を効力発生日とする吉村工業株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十二日
埼玉県川口市朝日一丁目三番二一号
株式会社吉村
代表取締役　吉村　英彦

第14期決算公告

令和７年９月22日
愛知県名古屋市中区栄二丁目３番31号
中日本高速技術マーケティング
代表取締役社長　川井田　実

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	497,949
	固定資産	32,676
	資産合計	530,625
負債及び純資産の部	流動負債	151,106
	固定負債	19,163
	株主資本	360,356
	資本金	30,000
	利益剰余金	330,356
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	322,856
	（うち当期純損失）	(784)
	負債・純資産合計	530,625

第13期決算公告

令和７年９月22日
東京都台東区上野五丁目16番13号
株式会社ジーセブン
代表取締役　亀山　力哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	114,103
	固定資産	208,902
	資産合計	323,005
負債及び純資産の部	流動負債	71,504
	固定負債	173,692
	負債合計	245,196
	株主資本	77,809
	資本金	11,000
	利益剰余金	66,809
	その他利益剰余金	66,809
	（うち当期純利益）	(37,722)
	純資産合計	77,809
	負債・純資産合計	323,005

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日
東京都台東区上野五丁目一六番一三号
株式会社ジーセブン
代表取締役　亀山　力哉

第35期決算公告

令和７年８月29日
名古屋市中村区名駅南２丁目14番19号
住友生命名古屋ビル25階
株式会社ネオ
代表取締役社長　三浦　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,033,407
	固定資産	183,735
	合計	1,217,143
負債及び純資産の部	流動負債	484,272
	固定負債	180,840
	株主資本	552,030
	資本金	47,000
	資本剰余金	17,000
	利益剰余金	589,910
	（うち当期純利益）	(65,499)
	自己株式	△101,880
	合計	1,217,143

第27期決算公告

令和７年９月22日
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目17番２号
株式会社木下ホームズ
代表取締役　小原　幸子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	75,099
	固定資産	72,573
	合計	147,673
負債及び純資産の部	流動負債	44,005
	株主資本	103,667
	資本金	10,000
	資本剰余金	104,653
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	102,153
	利益剰余金	△10,986
	その他利益剰余金	△10,986
	（うち当期純損失）	(62,760)
	合計	147,673

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八百五十万円、資本準備金の額を金二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目一七番二号
株式会社木下ホームズ
代表取締役　小原　幸子

第12期決算公告

令和７年９月22日
東京都江東区青海２－５－10
テレコムセンタービル東棟14階
Ｉコミュニケーションズ・ジャパン株式会社
代表取締役　山田　耕三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,591
	固定資産	2,652
	資産合計	33,243
負純資産の債及び部	流動負債	60,558
	株主資本	△27,315
	資本金	10,000
	利益剰余金	△37,315
	その他利益剰余金	△37,315
	（うち当期純損失）	(7,686)
	負債・純資産合計	33,243

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＩコミュニケーションズ・テクノロジーズ株式会社（住所東京都江東区青海二―五―一〇テレコムセンタービル東棟一四階）に対して当社のＮＴＴ光コラボ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十二日
東京都江東区青海二―五―一〇テレコムセンタービル東棟一四階
Ｉコミュニケーションズ・ジャパン株式会社　代表取締役　山田　耕三

第44期決算公告

令和７年９月22日
愛知県瀬戸市南山口町640番地
尾張東流通センター株式会社
代表取締役社長　森　　充

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	179,655
	固定資産	689,561
	合計	869,216
負純資産の債及び部	流動負債	4,268
	固定負債	847,745
	株主資本	17,203
	資本金	390,000
	利益剰余金	△372,796
	その他利益剰余金	△372,796
	（うち当期純損失）	(6,907)
	合計	869,216

第36期決算公告

令和７年９月22日
東京都世田谷区大蔵一丁目４番１号
株式会社フローレツエンティワン
代表取締役　小池　雅也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,525,469
	固定資産	144,501
	資産合計	1,669,970
負純資産の債及び部	流動負債	1,193,376
	固定負債	151,937
	株主資本	324,657
	資本金	80,000
	利益剰余金	244,657
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	243,657
	（うち当期純利益）	(26,999)
	負債・純資産合計	1,669,970

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記の通りです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十二日
東京都世田谷区大蔵一丁目四番一号
（甲）株式会社フローレツエンティワン
代表取締役　小池　雅也
東京都府中市晴見町一丁目一六番地の一五
（乙）有限会社花よし
代表取締役　小池　雅也

第95期決算公告

令和７年９月22日
愛知県海部郡大治町西條字尼ヶ須賀172
国光工業株式会社
代表取締役　稲垣　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	353,027
	固定資産	580,854
	合計	933,881
負純資産の債及び部	流動負債	76,877
	固定負債	228,860
	株主資本	628,144
	資本金	67,500
	資本剰余金	2,648
	利益剰余金	607,495
	利益準備金	16,875
	その他利益剰余金	590,620
	（うち当期純利益）	(28,503)
	自己株式	△ 49,499
	合計	933,881

第57期決算公告

令和７年９月22日
川崎市麻生区高石一丁目24番５号
株式会社横山生コンクリート
代表取締役　横山　博和

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	135,097,108
	固定資産	45,322,653
	資産合計	180,419,761
負純資産の債及び部	流動負債	166,157,948
	固定負債	53,000,000
	株主資本	△38,738,187
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△58,738,187
	利益準備金	600,000
	その他利益剰余金	△59,338,187
	（うち当期純利益）	(10,664,331)
	負債・純資産合計	180,419,761

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十九日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十二日
川崎市麻生区高石一丁目二四番五号
株式会社横山生コンクリート
代表取締役　横山　博和

第46期決算公告

令和７年９月22日
三重県名張市夏見3228番地
株式会社ベルウイング
代表取締役　岡井　謙一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,838,732
	固定資産	4,003,590
	繰延資産	92
	合計	5,842,415
負純資産の債及び部	流動負債	576,913
	固定負債	4,745,404
	株主資本	520,097
	資本金	50,000
	利益剰余金	470,097
	利益準備金	7,050
	その他利益剰余金	463,047
	（うち当期純利益）	(22,478)
	合計	5,842,415

第48期決算公告

令和７年９月22日
新潟市西区内野町810番地１
株式会社護国
代表取締役　佐藤　大蔵

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	344,974
	固定資産	142,930
	資産合計	487,904
負純資産の債及び部	流動負債	8,400
	負債合計	8,400
	株主資本	479,504
	資本金	12,000
	利益剰余金	467,504
	利益準備金	43,000
	その他利益剰余金	424,504
	（うち当期純損失）	(9,243)
	純資産合計	479,504
	負債・純資産合計	487,904

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日
新潟市西区内野町八一〇番地一
株式会社護国
代表取締役　佐藤　大蔵

第４期決算公告

令和７年３月25日
大阪府枚方市出屋敷西町一丁目20番１号
ビエッセジャパン株式会社
代表取締役　ソウ・エン・ベン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	440,388
	固定資産	160,491
	資産合計	600,879
負純資産の債及び部	流動負債	896,952
	固定負債	12,576
	賞与引当金	5,931
	製品保証引当金	2,442
	有給休暇引当金	4,204
	株主資本	△ 308,649
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 313,649
	その他利益剰余金	△ 313,649
	（うち当期純損失）	(99,606)
	負債・純資産合計	600,879

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

静岡県浜松市浜名区小松三一七七番地の一　株式会社ケイエムティ

代表取締役　小野　幸治

第25期決算公告　令和７年９月22日

静岡県浜松市浜名区小松3177番地の１

株式会社ケイエムティ

代表取締役　小野　幸治

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,112
	固定資産	59,539
	有形固定資産	22,563
	無形固定資産	1,257
	投資その他の資産	35,718
	資産合計	100,652
負純資債及産のび部	流動負債	15,735
	固定負債	115,111
	株主資本	△30,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	△40,194
	その他利益剰余金	△40,194
	（うち当期純利益）	(4,583)
	負債・純資産合計	100,652

第49期決算公告

令和７年６月13日

岡山市東区南古都489番地

株式会社日本包装

代表取締役　大木　崇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	720,208
	固定資産	1,100,833
	合計	1,821,041
負純資債及産のび部	流動負債	1,714,429
	固定負債	17,665
	株主資本	88,947
	資本金	16,000
	利益剰余金	72,947
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	68,947
	（うち当期純損失）	(172,214)
	合計	1,821,041

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十二日

大阪府八尾市山賀町五丁目五八番地　（甲）新山工業株式会社　代表取締役　新山　哲也

大阪府八尾市山賀町五丁目五八番地　（乙）有限会社コスモアート　代表取締役　新山　哲也

第28期決算公告　令和７年９月22日

大阪府八尾市山賀町五丁目58番地

新山工業株式会社

代表取締役　新山　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	188,934
	固定資産	451,802
	資産合計	640,736
負純資債及産のび部	流動負債	292,534
	固定負債	594,298
	負債合計	886,832
	株主資本	△ 246,095
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 256,095
	その他利益剰余金	△ 256,095
	（うち当期純損失）	(105,500)
	純資産合計	△ 246,095
	負債・純資産合計	640,736

第57期決算公告

令和７年９月22日

広島県東広島市安芸津町三津西石指4729番地の２

広島ガス安芸津販売株式会社

代表取締役　三好　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,420
	固定資産	37,811
	合計	244,232
負純資債及産のび部	流動負債	15,012
	株主資本	229,219
	資本金	12,000
	利益剰余金	217,219
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	214,219
	（うち当期純利益）	(3,416)
	合計	244,232

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十二日

徳島県徳島市一番町一丁目七番地　（甲）株式会社三木コンタクトレンズ　代表取締役　三木　康代

徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜三〇番地三　（乙）有限会社うずしおコンタクト　代表取締役　三木　文子

第46期決算公告

令和７年９月22日

徳島県徳島市一番町一丁目７番地

株式会社三木コンタクトレンズ

代表取締役　三木　康代

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,315
	固定資産	151,651
	合計	212,966
負純資債及産のび部	流動負債	26,912
	固定負債	976
	株主資本	185,077
	資本金	5,000
	利益剰余金	180,077
	利益準備金	1,752
	その他利益剰余金	178,325
	（うち当期純利益）	(9,446)
	合計	212,966

第52期決算公告

令和７年８月29日

山口県柳井市柳井150番地

三新商事株式会社

代表取締役　赤司　澄夫

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,815,513
	固定資産	42,789
	合計	1,858,303
負純資債及産のび部	流動負債	1,202,666
	固定負債	138,889
	株主資本	516,747
	資本金	20,000
	利益剰余金	496,747
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	490,747
	（うち当期純利益）	(53,363)
	合計	1,858,303

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年九月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

愛媛県四国中央市川之江町四一〇五番地一七　サンヨー食品株式会社　代表取締役　森川　勇貴

第47期決算公告

令和７年９月22日

愛媛県四国中央市川之江町4105番地17

サンヨー食品株式会社

代表取締役　森川　勇貴

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,828,878
	固定資産	4,567,894
	合計	7,396,773
負純資債及産のび部	流動負債	1,278,611
	固定負債	4,139,801
	株主資本	1,978,360
	資本金	50,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	1,833,360
	利益準備金	15,800
	その他利益剰余金	1,817,560
	（うち当期純利益）	(383,688)
	合計	7,396,773

第13期決算公告　令和７年９月22日

熊本県山鹿市鹿央町合里字北原980番地１

株式会社山鹿蒸溜所

代表取締役　本坊　正文

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,003
	固定資産	915
	有形固定資産	828
	無形固定資産	2
	投資その他の資産	85
	合計	1,919
負純資債及産のび部	流動負債	1,981
	固定負債	7
	株主資本	△69
	資本金	10
	利益剰余金	△79
	その他利益剰余金	△79
	（うち当期純損失）	(40)
	合計	1,919

第11期決算公告　令和７年９月22日

佐賀県伊万里市新天町466番地11

株式会社ＩＳＫ

代表取締役　吉満　和代

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,809
	固定資産	1,387,471
	資産合計	1,465,280
負純資産の債及び部	流動負債	7,042
	固定負債	984,161
	株主資本	474,077
	資本金	255,000
	資本剰余金	245,000
	資本準備金	245,000
	利益剰余金	△25,923
	その他利益剰余金	△25,923
	（うち当期純利益）	(820)
	負債・純資産合計	1,465,280

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

佐賀県伊万里市新天町四六六番地一一

株式会社ＩＳＫ

代表取締役　吉満　和代

第２期決算公告　令和７年９月22日

佐賀県伊万里市新天町466―11

１株式会社

代表取締役　金子　晴美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,546
	固定資産	13,745
	繰延資産	299
	資産合計	24,590
負純資産の債及び部	流動負債	30,964
	株主資本	△6,374
	資本金	5,000
	利益剰余金	△11,374
	その他利益剰余金	△11,374
	（うち当期純損失）	(3,486)
	負債・純資産合計	24,590

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億二百五十万円、資本準備金の額を九億九千七百五十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

佐賀県伊万里市新天町四六六―一一

１株式会社

代表取締役　金子　晴美

第２期決算公告

令和７年９月22日

東京都中央区八丁堀一丁目４番５号
川村八重洲ビル

株式会社ＡＭ久保事務所

代表取締役　久保　恵一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,645
	固定資産	547,625
	合計	554,270
負純資産の債及び部	流動負債	2,616
	固定負債	558,545
	株主資本	△6,892
	資本金	5,000
	利益剰余金	△11,892
	その他利益剰余金	△11,892
	（うち当期純損失）	(4,814)
	合計	554,270

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

東京都中央区八丁堀一丁目四番五号
川村八重洲ビル

株式会社ＡＭ久保事務所

代表取締役　久保　恵一

第30期決算公告

令和７年９月22日

名古屋市瑞穂区塩入町７番20号

クリエイティ株式会社

代表取締役　安井　健治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,927
	合計	5,927
負純資産の債及び部	流動負債	593
	株主資本	5,334
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,666
	その他利益剰余金	△4,666
	（うち当期純利益）	(1,222)
	合計	5,927

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　中部経済新聞
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　三頁
左記のとおりです。
令和七年九月二十二日
名古屋市瑞穂区塩入町八番一八号
（甲）ウィンカム株式会社
代表取締役　安井　健治
名古屋市瑞穂区塩入町七番二〇号
（乙）クリエイティ株式会社
代表取締役　安井　健治

第２期決算公告

令和７年９月22日

東京都港区芝浦三丁目１番21号

一般財団法人ＭＫＨ

代表理事　福住　隆史

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	698,122,184
	合計	698,122,184
負味財債及び産の正部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	一般正味財産	698,122,184
	正味財産合計	698,122,184
	合計	698,122,184

第26期決算公告

令和７年９月22日

大阪市生野区巽南一丁目13番22号

株式会社ステップス

代表取締役　古村　憲一

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,369
	固定資産	11,854
	合計	21,223
負純資産の債及び部	流動負債	5,432
	株主資本	15,791
	資本金	3,000
	利益剰余金	12,791
	その他利益剰余金	12,791
	（うち当期純損失）	(6,338)
	合計	21,223

第８期決算公告

令和７年９月22日

大阪市生野区巽南一丁目13番22号

株式会社Ａｇ

代表取締役　古村　　洋

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,133
	固定資産	3,050
	合計	7,183
負純資産の債及び部	流動負債	9,329
	株主資本	△ 2,146
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 3,146
	その他利益剰余金	△ 3,146
	（うち当期純損失）	(145)
	合計	7,183

第26期決算公告　令和７年９月22日

長野県北佐久郡御代田町草越1173番地1394

マイクロストーン株式会社

代表取締役社長　白鳥　典彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,989
	固定資産	71,134
	資産合計	141,124
負純資産の債及び部	流動負債	109,953
	固定負債	128,238
	株主資本	△97,067
	資本金	39,000
	資本剰余金	19,000
	資本準備金	19,000
	利益剰余金	△155,067
	その他利益剰余金	△155,067
	（うち当期純損失）	(26,086)
	純資産合計	△97,067
	負債・純資産合計	141,124

第 47 期 決 算 公 告

令和７年９月 22 日

岐阜県美濃市3165番地の２の１

株式会社平野製作所

代表取締役　児玉　栄司

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	375,935
	固定資産	544,132
	合計	920,067
負債及び純資産の部	流動負債	295,337
	（うち賞与引当金）	(4,610)
	固定負債	470,451
	（うち退職給付引当金）	(5,757)
	負債の部合計	765,788
	株主資本	153,869
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	133,869
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	132,369
	（うち当期純利益）	(92,402)
	評価・換算差額等	409
	その他有価証券評価差額金	409
	純資産の部合計	154,278
	合計	920,067

決　算　公　告

令和７年９月22日

神戸市灘区桜口町二丁目３番11号

エース・ワン株式会社

代表取締役　仲平　好房

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,258
	固定資産	17,946
	合計	28,204
負純資産及び債の部	流動負債	6,112
	固定負債	35,000
	株主資本	△12,908
	資本金	13,000
	資本剰余金	8,127
	資本準備金	8,127
	利益剰余金	△34,035
	その他利益剰余金	△34,035
	（うち当期純損失）	(4,283)
	合計	28,204

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十九日であり、株主総会の決議は令和七年九月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

神戸市灘区桜口町二丁目三番一一号

エース・ワン株式会社

代表取締役　仲平　好房

第 24 期 決 算 公 告

令和７年９月 22 日

兵庫県神崎郡福崎町大貫1183番地10

株式会社安田運輸

代表取締役　安田　唱泰

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	309,973
	固定資産	1,196,955
	合計	1,506,929
負純資産及び債の部	流動負債	191,334
	固定負債	1,231,936
	株主資本	83,658
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	63,658
	その他利益剰余金	63,658
	（うち当期純利益）	(40,919)
	合計	1,506,929

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

兵庫県神崎郡福崎町大貫一一八三番地一〇

株式会社安田運輸

代表取締役　安田　唱泰

第 48 期決算公告

令和７年９月22日

長野県北佐久郡立科町大字山部1518番地

東信日軽株式会社

代表取締役　竹花　信明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	477,186
	固定資産	315,097
	繰延資産	287
	合計	792,571
負純資産及び債の部	流動負債	75,546
	固定負債	1,175
	株主資本	715,849
	資本金	20,000
	利益剰余金	700,049
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	685,049
	（うち当期純利益）	(40,179)
	自己株式	△ 4,200
	合計	792,571

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する日軽開発株式会社（住所長野県北佐久郡立科町芦田一三四番地）に対して当社の不動産貸付事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

長野県北佐久郡立科町大字山部一五一八番地

東信日軽株式会社

代表取締役　竹花　信明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

長野県北佐久郡立科町大字山部一五一八番地

東信日軽株式会社

代表取締役　竹花　信明

第 54 期 決 算 公 告

令和７年９月 22 日

岡山県岡山市北区中仙道二丁目９番11号

ライフデザイン・カバヤ株式会社

代表取締役　窪田健太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,596,413	流動負債	25,874,002
固定資産	3,929,759	固定負債	2,364,980
		株主資本	7,287,234
		資本金	90,000
		利益剰余金	8,527,254
		利益準備金	22,500
		別途積立金	7,836,939
		その他利益剰余金	667,815
		（うち当期純利益）	(928,801)
		自己株式	△1,330,020
		評価・換算差額等	△44
資産合計	35,526,172	負債・純資産合計	35,526,172

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ三十五億円（但し、同時に行う募集株式の発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額がこれを下回る場合は当該増加額とする。）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

岡山県岡山市北区中仙道二丁目九番一一号

ライフデザイン・カバヤ株式会社

代表取締役　窪田健太郎

第 24 期 決 算 公 告

令和７年９月22日

北九州市八幡西区東折尾町16番10号

株式会社いきいき

代表取締役　花田　謙司

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	135,616
	固定資産	660,635
	資産合計	**796,252**
負純資産の債及び部	流動負債	50,678
	固定負債	681,135
	株主資本	64,438
	資本金	4,000
	利益剰余金	60,438
	その他利益剰余金	60,438
	（うち当期純利益）	(1,050)
	負債・純資産合計	**796,252**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

北九州市八幡西区東折尾町一六番一〇号

株式会社いきいき

代表取締役　花田　謙司

第 56 期 決 算 公 告

令和７年８月19日

富山県高岡市福田六家525番地

ＢＢＳジャパン株式会社

代表取締役　新田　孝之

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,773
	固定資産	11,884
	資産合計	**21,658**
負債及び純資産の部	流動負債	2,199
	（うち賞与引当金）	(243)
	固定負債	2,940
	（うち退職給付引当金）	(786)
	（うち役員退職慰労引当金）	(3)
	負債合計	**5,140**
	株主資本	16,518
	資本金	100
	資本剰余金	5,483
	資本準備金	1,307
	その他資本剰余金	4,175
	利益剰余金	10,935
	利益準備金	67
	その他利益剰余金	10,867
	（うち当期純利益）	(1,799)
	純資産合計	**16,518**
	負債・純資産合計	**21,658**

第 21 期決算公告　令和７年９月22日

埼玉県さいたま市大宮区大成町３―414

ハウスウェル株式会社

代表取締役　天池　健二

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,694,355,393
	固定資産	687,780,412
	有形固定資産	517,477,781
	無形固定資産	7,139,494
	投資その他の資産	163,163,137
	資産合計	**2,382,135,805**
負純資産の債及び部	流動負債	526,353,586
	固定負債	533,610,008
	株主資本	1,322,172,211
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	1,272,172,211
	その他利益剰余金	1,272,172,211
	（うち当期純利益）	(165,802,149)
	負債・純資産合計	**2,382,135,805**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千六百五十六万六百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

埼玉県さいたま市大宮区大成町三―四一四

ハウスウェル株式会社

代表取締役　天池　健二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

札幌市豊平区福住一条一丁目二番一六号

（甲）グリットアイエフ株式会社

代表取締役　亀谷　亮太

札幌市東区北二十五条東十八丁目三―一〇フタバスクエア元町一階

（乙）株式会社双葉工建

代表取締役　亀谷　亮太

第 12 期決算公告　令和７年９月22日

札幌市東区北二十五条東十八丁目３―10フタバスクエア元町１階

株式会社双葉工建

代表取締役　亀谷　亮太

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	419,042
	固定資産	921,339
	合計	**1,340,381**
負純資産の債及び部	流動負債	228,968
	固定負債	913,608
	株主資本	197,804
	資本金	20,000
	利益剰余金	177,804
	その他利益剰余金	177,804
	合計	**1,340,381**

(注)　当期純利益　155,787千円

第２期決算公告　令和７年９月22日

札幌市豊平区福住一条一丁目２番16号

グリットアイエフ株式会社

代表取締役　亀谷　亮太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,954
	固定資産	1,330
	合計	**5,284**
負純資産の債及び部	流動負債	674
	株主資本	4,609
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,609
	その他利益剰余金	1,609
	合計	**5,284**

(注)　当期純利益　2,281千円

第 5 期 決 算 公 告

令和７年９月22日

秋田県南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ141番地１

ティンバラム株式会社

代表取締役　芳屋　尚

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,742,386	流動負債	5,744,385
固定資産	1,563,158	（賞与引当金）	(45,066)
		固定負債	698,365
		（役員退職給与引当金）	(4,233)
		株主資本	△2,126,708
		資本金	92,000
		利益剰余金	△2,218,708
		その他利益剰余金	△2,218,708
		（うち当期純損失）	(1,171,434)
		評価・換算差額等	△10,498
		その他有価証券評価	△10,498
合計	4,305,544	合計	4,305,544

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の集成材及び集成材加工製品の製造並びに販売事業及び建築の設計・管理及び施工並びに土木工事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.key-tec.co.jp

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

東京都江東区新木場一丁目七番二二号

新木場タワー

（甲）株式会社キーテック

代表取締役　中西　宏一

秋田県南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ一四一番地一

（乙）ティンバラム株式会社

代表取締役　芳屋　尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十二日

埼玉県越谷市大字増森二〇七番地一二

（甲）株式会社関根エンタープライズ

代表取締役　関根　隆弘

埼玉県越谷市大字増森二〇七番地一二

（乙）株式会社関根トラックレンタル

代表取締役　関根　隆弘

第９期決算公告　令和７年９月22日

埼玉県越谷市大字増森207番地12

株式会社関根トラックレンタル

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,047
	固定資産	604
	繰延資産	473
	資産合計	7,125
負純資債及産びの部	流動負債	45,486
	固定負債	24,200
	株主資本	△62,561
	資本金	5,000
	利益剰余金	△67,561
	その他利益剰余金	△67,561
	（うち当期純損失）	(9,824)
	負債・純資産合計	7,125

第29期決算公告　令和７年９月22日

埼玉県越谷市大字増森207番地12

株式会社関根エンタープライズ

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	411,006
	固定資産	213,996
	繰延資産	7,301
	資産合計	632,304
負純資債及産びの部	流動負債	114,101
	固定負債	286,198
	株主資本	232,004
	資本金	10,000
	資本剰余金	71,481
	資本準備金	71,481
	利益剰余金	150,522
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	148,022
	（うち当期純利益）	(5,251)
	負債・純資産合計	632,304

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

千葉県成田市中台三丁目三番―二アルファグランデ成田八番街八〇一号

（甲）株式会社ＡＮインベスト

代表取締役　太田　式香

東京都中央区日本橋人形町二丁目一番七―九〇二号

（乙）株式会社ＮＹインベスト

代表取締役　太田　式香

第７期決算公告

令和７年９月22日

東京都中央区日本橋人形町二丁目１番７―902号

株式会社ＮＹインベスト

代表取締役　太田　式香

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,132,526
	固定資産	26,087,060
	資産合計	28,219,586
負純資債及産びの部	流動負債	3,738,955
	固定負債	43,677,075
	株主資本	△19,196,444
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△20,196,444
	その他利益剰余金	△20,196,444
	（うち当期純損失）	(2,266,814)
	負債・純資産合計	28,219,586

第８期決算公告

令和７年９月22日

千葉県成田市中台三丁目３番―２アルファグランデ成田八番街801号

株式会社ＡＮインベスト

代表取締役　太田　式香

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,968,934
	固定資産	208,844,731
	資産合計	211,813,665
負純資債及産びの部	流動負債	37,673,875
	固定負債	178,814,157
	株主資本	△4,674,367
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△5,674,367
	その他利益剰余金	△5,674,367
	（うち当期純損失）	(338,984)
	負債・純資産合計	211,813,665

合併公告

左記会社は令和七年十一月一日をもって合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十二日

東京都中野区中野二丁目一九番二号

（甲）株式会社ヴィステック・エンタテインメント

代表取締役　大橋　研一

東京都港区赤坂七丁目四番一八―六〇一号

（乙）株式会社マックスパイヤー・エンタテインメント

代表取締役　大橋　研一

第22期決算公告　令和７年９月22日

東京都港区赤坂七丁目４番18―601号

株式会社

マックスパイヤー・エンタテインメント

代表取締役　大橋　研一

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,160
	固定資産	40,733
	資産合計	111,894
負純資債及産びの部	流動負債	150,408
	株主資本	△38,514
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,514
	その他利益剰余金	△48,514
	（うち当期純損失）	(6,760)
	負債・純資産合計	111,894

第16期決算公告　令和７年９月22日

東京都中野区中野二丁目19番２号

株式会社

ヴィステック・エンタテインメント

代表取締役　大橋　研一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	386,605
	固定資産	55,314
	資産合計	441,920
負純資債及産びの部	流動負債	77,423
	固定負債	117,171
	株主資本	247,325
	資本金	10,000
	資本剰余金	12,000
	その他資本剰余金	12,000
	利益剰余金	225,325
	その他利益剰余金	225,325
	（うち当期純利益）	(62,567)
	負債・純資産合計	441,920

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日

石川県金沢市広岡一丁目四番一六号

（甲）前多工業株式会社

代表取締役　山本　一人

石川県七尾市西下町へ部二八番地一

（乙）鹿島テックス株式会社

代表取締役　山本　一人

第22期決算公告　令和７年９月22日

石川県七尾市西下町へ部28番地１

鹿島テックス株式会社

代表取締役　山本　一人

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,643
	固定資産	74,690
	資産合計	125,333
負純資債及産びの部	流動負債	54,801
	固定負債	88,135
	負債合計	142,936
	株主資本	△17,602
	資本金	30,000
	利益剰余金	△47,602
	その他利益剰余金	△47,602
	（うち当期純損失）	(41,412)
	純資産合計	△17,602
	負債・純資産合計	125,333

第65期決算公告　令和７年９月22日

石川県金沢市広岡一丁目４番16号

前多工業株式会社

代表取締役　山本　一人

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	474,907
	固定資産	540,949
	資産合計	1,015,857
負純資債及産びの部	流動負債	781,339
	固定負債	176,245
	負債合計	957,584
	株主資本	58,273
	資本金	18,000
	利益剰余金	40,273
	その他利益剰余金	40,273
	（うち当期純利益）	(23,289)
	純資産合計	58,273
	負債・純資産合計	1,015,857

第 52 期 決 算 公 告

令和７年９月22日　　大阪府柏原市円明町1000番地144

日本計器株式会社

代表取締役　野見山勇大

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	358,123	流動負債	94,194
固定資産	264,099	（うち賞与引当金）	(5,850)
		固定負債	104,149
		（うち退職給付引当金）	(2,040)
		株主資本	423,878
		資本金	10,000
		資本剰余金	8,000
		その他資本剰余金	8,000
		利益剰余金	405,878
		利益準備金	4,500
		その他利益剰余金	401,378
		（うち当期純利益）	(60,661)
資産合計	**622,222**	**負債・純資産合計**	**622,222**

第 24 期 決 算 公 告

令和７年９月22日

滋賀県長浜市西上坂町1013番地１

株式会社開伸

代表取締役　児玉　栄司

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	357,821	流動負債	341,419
固定資産	816,522	（うち賞与引当金）	(6,850)
繰延資産	640	固定負債	375,953
		（うち退職給付引当金）	(8,950)
		株主資本	457,611
		資本金	10,000
		利益剰余金	447,611
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	445,111
		（うち当期純利益）	(98,683)
資産合計	**1,174,983**	**負債・純資産合計**	**1,174,983**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議は令和七年九月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年九月二十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一九番一八―二八〇四号

（甲）株式会社津森千里デザインスタジオ

代表取締役　森山　和之

東京都渋谷区神宮前五丁目一二番七号

（乙）株式会社ティー・シィー

代表取締役　森山　和之

第 69 期 決 算 公 告

令和７年８月25日　　大阪市中央区道修町一丁目７番10号

日新化成株式会社

代表取締役社長　植村　元彦

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,783,282	流動負債	1,889,502
固定資産	645,829	固定負債	335,236
		株主資本	1,086,573
		資本金	75,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	996,573
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	981,573
		（うち当期純利益）	(112,685)
		評価・換算差額等	117,800
		その他有価証券評価差額金	117,800
資産合計	**3,429,111**	**負債・純資産合計**	**3,429,111**

令和７年９月22日

東京都渋谷区渋谷一丁目19番18―2804号

株式会社津森千里デザインスタジオ

代表取締役　森山　和之

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	168,152	流動負債	9,268
固定資産	148,628	**負債合計**	**9,268**
		株主資本	307,513
		資本金	3,000
		利益剰余金	304,513
		その他利益剰余金	304,513
		（うち当期純利益）	(14,747)
		純資産合計	**307,513**
資産合計	**316,781**	**負債・純資産合計**	**316,781**

令和７年９月22日

東京都渋谷区神宮前五丁目12番７号

株式会社ティー・シィー

代表取締役　森山　和之

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	145,932	流動負債	25,831
固定資産	129,166	**負債合計**	**25,831**
繰延資産	3,066	株主資本	252,335
		資本金	40,000
		利益剰余金	212,335
		その他利益剰余金	212,335
		（うち当期純利益）	(10,791)
		純資産合計	**252,335**
資産合計	**278,166**	**負債・純資産合計**	**278,166**

第 68 期 決 算 公 告

令和７年９月22日　　東京都中央区日本橋箱崎町７番８号

ショーボンド建設株式会社

代表取締役　岸本　達也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	91,671	流動負債	35,346
固定資産	27,550	役員賞与引当金	152
有形固定資産	15,370	完成工事補償引当金	172
無形固定資産	235	工事損失引当金	67
投資その他の資産	11,943	その他	34,955
		固定負債	1,756
		完成工事補償引当金	252
		退職給付引当金	689
		その他	814
		株主資本	80,028
		資本金	10,100
		資本剰余金	7,789
		資本準備金	7,407
		その他資本剰余金	381
		利益剰余金	62,139
		利益準備金	902
		その他利益剰余金	61,236
		評価・換算差額等	2,090
		その他有価証券評価差額金	3,586
		土地再評価差額金	△ 1,496
資産合計	**119,222**	**負債・純資産合計**	**119,222**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	71,667	経常利益	18,483
売上原価	51,340	特別利益	813
売上総利益	20,327	特別損失	18
販売費及び一般管理費	4,285	税引前当期純利益	19,278
営業利益	16,041	法人税、住民税及び事業税	5,109
営業外収益	2,541	法人税等調整額	60
営業外費用	99	当期純利益	14,108

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙一乃至乙十五のそれぞれの飲食店の経営事業（食品等の販売事業、食品製造業、フランチャイズ業及び経営コンサルティング業を含む。）に関する権利義務を承継し乙一乃至乙十五はそれぞれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙一乃至乙十三の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙一）次のとおりです。

（乙二）次のとおりです。

（乙三）次のとおりです。

（乙四）次のとおりです。

（乙五）次のとおりです。

（乙六）次のとおりです。

（乙七）次のとおりです。

（乙八）次のとおりです。

（乙九）次のとおりです。

（乙十）次のとおりです。

（乙十一）次のとおりです。

（乙十二）次のとおりです。

（乙十三）次のとおりです。

令和七年九月二十二日

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ　（甲）ケンコー株式会社
代表取締役　東　郁弥

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ　（乙一）株式会社ケンコーホールディングス
代表取締役　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ　（乙二）株式会社ケンコー
代表取締役　藤井　健

福島県いわき市錦町上中田八五番地　（乙三）株式会社ＡＴＧ
代表取締役　藤井　健

横浜市都筑区早渕三丁目二〇番二号　（乙四）株式会社横濱家フーズ
代表取締役　藤井　健

埼玉県越谷市東越谷一丁目五番地二　（乙五）株式会社飯島商事
代表取締役　藤井　健

神奈川県横浜市南区永楽町二丁目二二番地ケンコー本社ビル三Ｆ　（乙六）株式会社トモス
代表取締役　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八階　（乙七）株式会社サワダ
代表取締役　藤井　健

東京都中央区日本橋二丁目九番九号　（乙八）株式会社バレンタインブルーコーポレーション
代表取締役　藤井　健

神奈川県大和市中央二丁目四番一八号　（乙九）株式会社北京飯店
代表取締役　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ　（乙十）株式会社Ｆ・Ｂ・Ｄ
代表取締役　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八階　（乙十一）ＩＹＯ　ＵＤＯＮ株式会社
代表取締役　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ　（乙十二）株式会社ＮＯＫＯ
代表取締役　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ　（乙十三）株式会社パスカル
代表取締役　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八階　（乙十四）合同会社麦苗
代表社員　ＩＹＯ　ＵＤＯＮ株式会社
職務執行者　藤井　健

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ　（乙十五）合同会社鴨福
代表社員　ＩＹＯ　ＵＤＯＮ株式会社
職務執行者　藤井　健

第 21 期決算公告　令和７年９月22日

横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８Ｆ

株式会社ケンコーホールディングス

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	997,086
	固定資産	5,183,113
	繰延資産	19,606
	資産合計	6,199,806
負純資債及産のび部	流動負債	1,240,621
	固定負債	2,778,640
	株主資本	2,180,544
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,130,544
	その他利益剰余金	2,130,544
	（うち当期純利益）	(63,100)
	負債・純資産合計	6,199,806

第 33 期決算公告　令和７年９月22日

横浜市都筑区早渕三丁目20番２号

株式会社横濱家フーズ

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	775,272
	固定資産	531,662
	資産合計	1,306,935
負純資債及産のび部	流動負債	198,451
	固定負債	131,523
	株主資本	976,959
	資本金	50,000
	資本剰余金	40,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	886,959
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	886,509
	（うち当期純利益）	(67,958)
	負債・純資産合計	1,306,935

第 35 期決算公告　令和７年９月22日

福島県いわき市錦町上中田85番地

株式会社ＡＴＧ

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,437
	固定資産	47,302
	資産合計	100,739
負純資債及産のび部	流動負債	34,337
	固定負債	142,428
	株主資本	△ 76,025
	資本金	25,000
	利益剰余金	△ 101,025
	その他利益剰余金	△ 101,025
	（うち当期純利益）	(24,751)
	負債・純資産合計	100,739

第 5 期決算公告　令和７年９月22日

横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８Ｆ

株式会社ケンコー

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	873,415
	固定資産	1,081,151
	資産合計	1,954,566
負純資債及産のび部	流動負債	489,429
	固定負債	1,486,126
	株主資本	△ 20,988
	資本金	10,000
	資本剰余金	40,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	△ 70,988
	その他利益剰余金	△ 70,988
	（うち当期純利益）	(144,561)
	負債・純資産合計	1,954,566

第 13 期決算公告　令和７年９月22日

横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８階

株式会社サワダ

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,212
	固定資産	307,474
	資産合計	428,687
負純資債及産のび部	流動負債	87,794
	固定負債	361,805
	株主資本	△ 20,913
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 25,913
	その他利益剰余金	△ 25,913
	（うち当期純損失）	(20,874)
	負債・純資産合計	428,687

第 40 期決算公告　令和７年９月22日

神奈川県横浜市南区永楽町二丁目22番地
ケンコー本社ビル３Ｆ

株式会社トモス

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	172,794
	固定資産	36,068
	資産合計	208,862
負純資債及産のび部	流動負債	33,705
	株主資本	175,157
	資本金	100,000
	利益剰余金	75,157
	その他利益剰余金	75,157
	（うち当期純損失）	(805,815)
	負債・純資産合計	208,862

第 53 期決算公告　令和７年９月22日

埼玉県越谷市東越谷一丁目５番地２

株式会社飯島商事

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	305,378
	固定資産	186,835
	資産合計	492,214
負純資債及産のび部	流動負債	96,771
	株主資本	395,443
	資本金	32,000
	利益剰余金	363,443
	利益準備金	2,080
	その他利益剰余金	361,363
	（うち当期純利益）	(9,738)
	負債・純資産合計	492,214

第 34 期決算公告　令和７年９月22日
横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８Ｆ
株式会社Ｆ・Ｂ・Ｄ
代表取締役　藤井　　健
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	221,520
	固定資産	169,921
	資産合計	391,442
負純資産債及のび部	流動負債	73,302
	固定負債	130,110
	株主資本	188,030
	資本金	40,000
	利益剰余金	148,030
	その他利益剰余金	148,030
	（うち当期純利益）	(8,581)
	負債・純資産合計	391,442

第 41 期決算公告　令和７年９月22日
神奈川県大和市中央二丁目４番18号
株式会社北京飯店
代表取締役　藤井　　健
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,048
	固定資産	159,285
	資産合計	214,333
負純資産債及のび部	流動負債	28,488
	固定負債	118,992
	株主資本	66,853
	資本金	10,000
	利益剰余金	56,853
	その他利益剰余金	56,853
	（うち当期純利益）	(25,997)
	負債・純資産合計	214,333

第 20 期決算公告　令和７年９月22日
東京都中央区日本橋二丁目９番９号
株式会社
バレンタインブルーコーポレーション
代表取締役　藤井　　健
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	337,240
	固定資産	156,567
	繰延資産	218
	資産合計	494,027
負純資産債及のび部	流動負債	210,843
	固定負債	96,647
	株主資本	186,537
	資本金	30,000
	利益剰余金	156,537
	その他利益剰余金	156,537
	（うち当期純利益）	(69,202)
	負債・純資産合計	494,027

第 50 期決算公告　令和７年９月22日
横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８Ｆ
株式会社パスカル
代表取締役　藤井　　健
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,632
	固定資産	139,801
	繰延資産	205
	資産合計	159,638
負純資産債及のび部	流動負債	45,348
	固定負債	42,750
	株主資本	71,540
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,540
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	61,340
	（うち当期純利益）	(876)
	負債・純資産合計	159,638

第 2 期決算公告　令和７年９月22日
横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８Ｆ
株式会社ＮＯＫＯ
代表取締役　藤井　　健
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,929
	固定資産	5,990
	資産合計	8,919
負純資産債及のび部	流動負債	3,901
	固定負債	9,992
	株主資本	△ 4,974
	資本金	500
	利益剰余金	△ 5,474
	その他利益剰余金	△ 5,474
	（うち当期純損失）	(6,114)
	負債・純資産合計	8,919

第 10 期決算公告　令和７年９月22日
横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８階
ＩＹＯ　ＵＤＯＮ株式会社
代表取締役　藤井　　健
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,735
	固定資産	1,078,757
	資産合計	1,220,492
負純資産債及のび部	流動負債	161,380
	固定負債	238,926
	株主資本	820,186
	資本金	10,000
	利益剰余金	810,186
	その他利益剰余金	810,186
	（うち当期純利益）	(103,783)
	負債・純資産合計	1,220,492

第 4 期決算公告　令和７年９月22日
東京都町田市中町一丁目２番５号
ＳＨＥＬＬ・ＭＩＹＡＫＯ・Ｖ３Ｆ
株式会社ｆｏｒ－ｗｏｍａｎ
代表取締役　山﨑　悠佑
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,240
	固定資産	204
	繰延資産	256
	合計	6,700
負純資産債及のび部	流動負債	3,248
	固定負債	6,445
	株主資本	△2,992
	資本金	5,000
	利益剰余金	△7,992
	その他利益剰余金	△7,992
	（うち当期純損失）	(4,646)
	合計	6,700

第 5 期決算公告　令和７年９月22日
福岡市中央区小笹四丁目５番３―1009号
ビックビジョン株式会社
代表取締役　山﨑　悠佑
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,815
	固定資産	25,837
	合計	43,652
負純資産債及のび部	流動負債	10,732
	固定負債	40,529
	株主資本	△7,609
	資本金	10,000
	利益剰余金	△17,609
	その他利益剰余金	△17,609
	（うち当期純利益）	(9,279)
	合計	43,652

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十二日
福岡市中央区小笹四丁目五番三―一〇九号
（甲）ビックビジョン株式会社
代表取締役　山﨑　悠佑
東京都町田市中町一丁目二番五号ＳＨＥＬＬ・ＭＩＹＡＫＯ・Ｖ３Ｆ
（乙）株式会社ｆｏｒ－ｗｏｍａｎ
代表取締役　山﨑　悠佑

第 4 期決算公告
令和７年９月22日
高知県高知市寿町４番５号ＹＭビル６Ｆ
株式会社リボーン
代表取締役　山本　直紀
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	139,307
	固定資産	121,306
	合計	260,614
負純資産債及のび部	流動負債	35,219
	固定負債	335,910
	株主資本	△110,514
	資本金	5,000
	利益剰余金	△115,514
	その他利益剰余金	△115,514
	（うち当期純損失）	(8,271)
	合計	260,614

第 45 期決算公告
令和７年９月22日
高知県高知市寿町４番５号ＹＭビル６Ｆ
株式会社土佐商事
代表取締役　山本　直紀
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	350,474
	固定資産	780,429
	合計	1,130,903
負純資産債及のび部	流動負債	172,991
	固定負債	583,811
	株主資本	374,101
	資本金	10,000
	利益剰余金	364,101
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	355,101
	（うち当期純利益）	(16,806)
	合計	1,130,903

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十二日
高知県高知市寿町四番五号ＹＭビル六Ｆ
（甲）株式会社土佐商事
代表取締役　山本　直紀
高知県高知市寿町四番五号ＹＭビル六Ｆ
（乙）株式会社リボーン
代表取締役　山本　直紀